

## 令和5年 第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 9月6日(水)から21日(木)まで16日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
9月6日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
7日	木			
8日	金			
9日	土			閉 庁
10日	日			閉 庁
11日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
※12日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
14日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
15日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
16日	土			閉 庁
17日	日			閉 庁
18日	月	敬老の日		閉 庁
19日	火	決算特別委員会	9時	付託事件審査
20日	水	予 備 日		
21日	木	本 会 議	13時	審査報告・閉会

※ 一般質問が1日で終了した場合は、12日は休会となります。

令和5年度鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
令和5年9月6日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議			議長			
令和5年9月6日 午後1時00分			的野信之			
閉会開議			議長			
令和5年9月6日 午後1時31分			的野信之			
開閉会日時及び宣告						
出席及び欠席議員						
議席番号		氏名	出欠の別	議席番号		出欠の別
1		許斐英幸	出	11		栗田美和
2		田中二三輝	出	12		西藤典子
3		星正彦	欠	13		篠原哲哉
4		宇田川亮	出			
5		野口美恵子	出			
6		新谷留晴	出			
7		的野信之	出			
8		石井大輔	出			
9		許斐潤一郎	出			
10		有働徳仁	出			
出席 12人						
欠席 1人						
欠員 0人						
会議録署名議員		5 野口美恵子		6 新谷留晴		

職出 務席		議会事務局 局長	広瀬真一	出	議会事務局 次長	加藤優	出
地方自治法第121条により説明出席者の職氏名		町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
		教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
		総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出
		福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出
		税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出
		管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
		健康こども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
		住民環境課長	大村俊夫	出			
議事日程		別紙のとおり					
付議事件		別紙のとおり					
会議経過		別紙のとおり					

## 令和5年 第5回 鞍手町議会定例会 議事日程

9月6日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 人権擁護委員候補者の推薦に関する協議
- 日程第4 議案第47号 鞍手町教育委員会教育長の任命
- 日程第5 議案第48号 鞍手町教育委員会委員の任命
- 日程第6 議案第49号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更
- 日程第7 議案第50号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第51号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第52号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 令和4年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第56号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第57号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第15 議案第58号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第16 議案第59号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第17 議案第60号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第18 議案第61号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第19 議案第62号 令和4年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第20 議案第63号 令和4年度鞍手町下水道事業会計決算認定

令和5年9月6日 9月定例会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（12名）

1番 許 斐 英 幸	2番 田 中 二 三 輝	
4番 宇 田 川 亮	5番 野 口 美 恵 子	6番 新 谷 留 晴
7番 的 野 信 之	8番 石 井 大 輔	9番 許 斐 潤 一 郎
10番 有 働 徳 仁	11番 栗 田 美 和	12番 西 藤 典 子
13番 篠 原 哲 哉		

2 欠席議員は次のとおりである

3番 星 正 彦

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

ただいまから、令和5年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

なお、本定例会には、3番議員 星正彦議員から、事前に体調不良による欠席の届出がありましたので報告します。

まず、町長より提出されております「地方独立行政法人くらて病院の令和4事業年度に係る業務実績に関する評価結果の報告書」「令和4年度鞍手町一般会計継続費精算報告書」「令和4年度決算に係る財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告書」及び監査より提出されております「例月現金出納検査報告書」をお手元のタブレット端末機に送信していますので、ご確認ください。

次に、本日まで受理しました陳情1件は、タブレットに送信しています「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第 124 条の規定により、議長において、

5 番議員 野口美恵子議員及び

6 番議員 新谷留晴議員を指名します。

次に、日程第 2 「会期の決定」を議題とします。

今期、定例会の会期は、本日から 9 月 21 日までの 16 日間にしたいと思います。

これに、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から 9 月 21 日までの 16 日間に決定しました。

次に、日程第 3 「人権擁護委員候補者の推薦に関する協議」を議題とします。

タブレットの送信資料のとおり、議会の意見を求められています。

これから質疑を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員候補者の推薦に関する協議については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

人権擁護委員候補者の推薦に関する協議について、原案を適当と認め、原案どおり決定し通知することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって原案を適当と認めることに決定しました。

次に進みます。

日程第4 議案第47号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

日程第4 議案第47号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第47号は、鞍手町教育委員会教育長の任命であります。

鞍手町教育委員会教育長であります外園哲也氏の任期が、本年10月3日をもって満了することから、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、教育長の任期は3年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第4 議案第47号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(的野信之君)

これから質疑を行います。

議案第47号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第47号については、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第47号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第47号鞍手町教育委員会教育長の任命を採決します。

教育委員会教育長に外園哲也氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって議案第 47 号は同意することに決定しました。

ただいま同意された件で、外園氏から挨拶の申出がありますので、これをお受けします。

**○教育長（外園哲也君）**

ただいま、議会の同意を得ました外園でございます。

6 小学校を 1 校にするというですね大変大きな仕事がございますが、全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議会のご支援ご協力よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

次に、日程第 5 議案第 48 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

**○町長（岡崎邦博君）**

日程第 5 議案第 48 号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 5 議案第 48 号は、鞍手町教育委員会委員の任命であります。

鞍手町教育委員会委員であります堀角泰正氏の任期が、本年 12 月 14 日をもって満了することから、後任として廣瀬竜也氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

なお、委員の任期は 4 年であり、別紙で同氏の任命理由及び略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第 5 議案第 48 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長（的野信之君）**

これから質疑を行います。

議案第 48 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第 48 号については、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第 48 号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

議案第 48 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 48 号、鞍手町教育委員会委員の任命を採決します。

教育委員会委員に廣瀬竜也氏の任命に同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。

よって、議案第 48 号は同意することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。

—— 休憩 13時14分 ——

~~~~~○~~~~~

(廣瀬氏「入場」)

○議長(的野信之君)

ただいま同意された件で、廣瀬氏から挨拶の申出がありますので、これをお受けいたします。

○教育委員会委員(廣瀬竜也君)

こんにちは。

ただいま教育委員の任命について、ご同意いただきました廣瀬竜也と申します。

現在は、鞍手町でNPO法人の理事長として、障害福祉サービス事業所の運営、また定期的に開催している子供食堂の運営をさせていただいております。

これまで、障害福祉と地域福祉に携わってきた業務上の経験、またPTA活動などの携わってきた経験を生かして、鞍手町の教育について微力ではありますが、力を尽くしていきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

(廣瀬氏「退場」)



~~~~~○~~~~~

—— 再開 13時16分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

日程第6 議案第49号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第6 議案第49号は、鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更であります。

本計画の変更は、令和5年6月に策定した「鞍手町立小学校統合基本計画」及び私立保育園の「認定こども園」への移行等に関連して、整合性を図る必要があるため同計画を変更するものであります。

具体的には、持続的発展策に掲げる「現状と問題点」や「その対策」について変更するにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この過疎地域持続的発展計画は、令和5年8月17日付で福岡県知事との協議が整っております。

以上が日程第6 議案第49号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第50号から日程第11 議案第54号までの5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

日程第7 議案第50号から日程第11 議案第54号までの5件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第50号は、令和5年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では3款 民生費で、子育て短期支援事業の短期入所の利用者増に伴い、221万1千円を追加しております。

次に6款 農林水産業費では、農林水産加工品に係る機械器具購入事業が県の補助事業に採択される見込みであることから、農林漁業女性ベンチャー育成事業費補助金として50万円を追加しております。

次に8款 土木費では、下水道事業会計側の収入予算の増額に伴い、一般会計の負担が減少することから、下水道事業会計出資金で1,830万円を減額しております。

次に10款 教育費では、小学校トイレの洋式化に伴う関連予算として589万6千円を追加しております。

また、小学校統合・再編事業で剣南小学校周辺の現況測量に経費として850万円を追加するとともに、小学校建設に係る発注者支援に係る経費として1,578万5千円を追加しております。

次に11款 災害復旧費で、7月の大雨災害により被災した井手ノ元池の堤体補修等の工事費として1,750万円を追加しております。

次に12款 公債費では、過去に借り入れた長期債の利率が見直されたことなどにより、元金及び利子について所要の補正を行っております。

さらに、給与費全般において、本年4月の人事異動や標準報酬月額の変更に伴う補正を行っております。

一方、歳入では、11款 地方交付税の普通交付税が決定されたことから、所要の補正を行っております。

また、歳出予算の補正に関連して、15款 国庫支出金や16款 県支出金で所要の補正を行うほか、20款 繰越金では、令和4年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を減額し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ2億582万7千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ110億6,160万1千円としております。

次に、日程第8 議案第51号は、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では9款 諸支出金で、直営診療施設整備事業の交付金が確定したことに伴い、くらて病院運営費交付金775万円を追加しております。

一方、歳入では国民健康保険税本算定に伴い、1款 国民健康保険税及び7款 保険基盤安定負担金に係る繰入金をそれぞれ減額補正を行うほか、8款 繰越金では、令和4年度決算に伴う繰越金の追加を行っております。

そして、これらの要因により財源に剰余が生じたので、財政調整基金繰入金を

減額し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 1,531 万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 17 億 8,809 万 1 千円としております。

次に日程第 9 議案第 52 号は、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算の主なものを申し上げますと、歳出では、3 款 諸支出金で一般会計繰出金 41 万 3 千円を追加しております。

一方、歳入では、令和 4 年度決算に伴う繰越金を追加するなど所要の補正を行い、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ 104 万 2 千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 1,362 万 7 千円としております。

次に日程第 10 議案第 53 号は、令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は、歳出では 1 款 事業費で送水管の一部から漏水が発見され調査したところ、管の経年劣化による漏水が確認され送水管の取り替え工事が必要となったため修繕料 744 万 5 千円を追加するものです。

一方、歳入では基金繰入金を 744 万 5 千円追加し、歳入歳出予算を調整しております。

その結果、予算総額を歳入歳出それぞれ 1,453 万 4 千円としております。

次に、日程第 11 議案第 54 号は、令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算第 1 号であります。

本補正予算は令和 4 年度の事業費が確定したことに伴い、資本費平準化債の借入限度額に変更が生じたため補正するものであります。

補正予算第 2 条、資本的収入では、第 1 項企業債で 1,830 万円を追加し、2 億 7,560 万円に、第 2 項出資金で 1,830 万円を減額し、5,638 万 4 千円に補正し、資本的収入全体の補正後の予算額は、補正前と同額の 5 億 232 万 9 千円としております。

次に、補正予算第 3 条企業債関係では、起債の限度額を 1,830 万円追加し、補正後の起債の限度額を 2 億 7,560 万円としております。

以上が、日程第 7 議案第 50 号から日程第 11 議案第 54 号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 12 議案第 55 号から日程第 20 議案第 63 号までの 9 件を一括して

議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

日程第 12 議案第 55 号から日程第 20 議案第 63 号までの 9 件につきましては、令和 4 年度の一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定、並びに公営企業会計の決算認定であります。

一括して提案説明を申し上げます。

日程第 12 議案第 55 号は、令和 4 年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 90 億 7,770 万 7 千円。

歳出総額は 83 億 4,549 万 271 円。

差引額 7 億 3,221 万 6,729 円となっており、この差引額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,844 万 3,558 円を差し引いた実質収支額は、7 億 1,377 万 3,171 円となっております。

なお、鞍手町財政調整基金条例第 2 条第 2 号の規定により、決算上生じた剰余金の 2 分の 1 を下らない範囲で、基金へ積み立てることとされておりますので、実質収支額のうち 3 億 6,000 万円を財政調整基金へ積立てております。

次に、日程第 13 議案第 56 号は、令和 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 18 億 1,773 万 6,481 円、

歳出総額は 17 億 7,747 万 4,239 円。

差引額と実質収支額は、4,026 万 2,242 円となっております。

次に、日程第 14 議案第 57 号は、令和 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 6,757 万 5,588 円。

歳出総額は 6,632 万 5,588 円。

差引額と実質収支額は 125 万円となっております。

次に、日程第 15 議案第 58 号は、令和 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 2 億 9,142 万 3,894 円、

歳出総額は 2 億 8,997 万 4,310 円、

差引額と実質収支額は、144 万 9,584 円となっております。

次に、日程第 16 議案第 59 号は、令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入

歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 58 万 6,560 円、  
歳出総額が 58 万 6,560 円。

差引額と実質収支額は、0 円となっております。

次に、日程第 17 議案第 60 号は、令和 4 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 390 万 2,256 円、  
歳出総額は 390 万 2,256 円。

差引額と実質収支額は、0 円となっております。

次に、日程第 18 議案第 61 号は、令和 4 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定であります。

歳入歳出決算額は、歳入総額 3 億 4,103 万 5,748 円、  
歳出総額は 3 億 4,103 万 5,748 円。

差引額と実質収支額は、0 円となっております。

次に、日程第 19 議案第 62 号は、令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定であります。

予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出では、  
収益的収入が 3 億 3,979 万 7,701 円、  
収益的支出が 3 億 2,506 万 8,790 円となり、  
差し引き 1,472 万 8,911 円の黒字決算となっております。

次に、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出では、  
資本的収入が 4,978 万 7,722 円、  
資本的支出が 1 億 3,419 万 1,972 円となり、  
差し引き 8,440 万 4,250 円の資金不足となりますが、当年度分までの損益勘定留保資金により補填しております。

また損益計算におきまして当年度純利益は、1,087 万 1,829 円となっております。

次に、日程第 20 議案第 63 号は、令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定であります。

予算第 3 条に定めた、収益的収入及び支出では、  
収益的収入が 4 億 3,007 万 9,481 円、  
収益的支出が 4 億 99 万 7,084 円となり、  
差し引き 2,908 万 2,397 円の黒字決算となっております。

次に、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出では、  
資本的収入が 5 億 2,527 万 3,000 円、

資本的支出が 6 億 5,331 万 692 円となり、  
差し引き 1 億 2,803 万 7,692 円の資金不足となりますが、当年度分消費税及び地方  
消費税資本的収支調整額 2,070 万 5,137 円。過年度分損益勘定留保資金 1,264 万 9,090  
円及び当年度分損益勘定留保資金 9,468 万 3,465 円で補填しております。

また損益計算におきまして当年度純利益は、837 万 7,260 円となっております。

以上が、日程第 12 議案第 55 号から日程第 20 議案第 63 号までの提案説明であ  
ります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日 7 日から 10 日までの 4 日間を休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって明日 7 日から 10 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 13時31分 ——

| 令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第2号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          | 議 長      |      |          |
|                          | 令和5年9月11日 午後1時00分 |       |          | 的野信之     |      |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          | 議 長      |      |          |
|                          | 令和5年9月11日 午後4時21分 |       |          | 的野信之     |      |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和 | 出        |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子 | 出        |
|                          | 3                 | 星 正 彦 | 欠        | 13       | 篠原哲哉 | 欠        |
|                          | 4                 | 宇田川 亮 | 出        |          |      |          |
|                          | 出席 11人            | 5     | 野口美恵子    | 出        |      |          |
|                          | 欠席 2人             | 6     | 新谷留晴     | 出        |      |          |
|                          | 欠員 0人             | 7     | 的野信之     | 出        |      |          |
|                          |                   | 8     | 石井大輔     | 出        |      |          |
|                          |                   | 9     | 許斐潤一郎    | 出        |      |          |
|                          | 10                | 有働徳仁  | 出        |          |      |          |
| 会議録署名議員                  | 5                 | 野口美恵子 |          | 6        | 新谷留晴 |          |

|                        |             |       |        |                          |        |        |
|------------------------|-------------|-------|--------|--------------------------|--------|--------|
| 職務出席                   | 議会事務局<br>局長 | 広瀬真一  | 出      | 議会事務局<br>局次長             | 加藤 優   | 出      |
| 地方自治<br>第121条<br>により説明 | 町長          | 岡崎邦博  | 出      | 副町長                      | 浅野彩    | 出      |
|                        | 教育長         | 外園哲也  | 出      | 会計課長                     | 武谷朋視   | 出      |
|                        | 総務課長        | 高橋奈美江 | 出      | 都市整備<br>課長               | 西生卓矢   | 出      |
|                        | 福祉人権<br>課長  | 田鶴原竜二 | 出      | まちづく<br>り課長              | 柴田隆臣   | 出      |
|                        | 税務保険<br>課長  | 石田 克  | 出      | 産業振興課長<br>兼農業委員<br>会事務局長 | 梶栗恭輔   | 出      |
|                        | 管財課長        | 石田正樹  | 出      | 上下水道<br>課長               | 神谷 徹   | 出      |
|                        | 健康こども<br>課長 | 沼野葉子  | 出      | 教育課長                     | 森永健一   | 出      |
| 住民環境<br>課長             | 大村俊夫        | 出     |        |                          |        |        |
| 出席者の<br>職氏名            |             |       |        |                          |        |        |
|                        | 議席番号        | 氏 名   | 答弁経過   |                          |        | 質問時間   |
|                        | 9           | 許斐潤一郎 | 13時03分 | ～                        | 13時35分 | 20/30分 |
|                        | 11          | 栗田美和  | 13時35分 | ～                        | 13時49分 | 8/30分  |
|                        | 5           | 野口美恵子 | 13時49分 | ～                        | 13時59分 | 6/30分  |
|                        | 2           | 田中二三輝 | 13時59分 | ～                        | 14時30分 | 15/30分 |
|                        | 休 憩         |       |        |                          |        | 10分    |
|                        | 8           | 石井大輔  | 14時40分 | ～                        | 14時59分 | 10/30分 |
|                        | 12          | 西藤典子  | 14時59分 | ～                        | 15時38分 | 29/30分 |
|                        | 4           | 宇田川亮  | 15時38分 | ～                        | 16時19分 | 21/30分 |
| 議事日程                   | 別紙のとおり      |       |        |                          |        |        |
| 付議事件                   | 別紙のとおり      |       |        |                          |        |        |
| 会議経過                   | 別紙のとおり      |       |        |                          |        |        |

令和5年 第5回 鞍手町議会定例会 議事日程

9月11日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問



# 一般質問通告一覧表

令和5年第5回定例会

No. 1

| 質問者                 | 質問事項及び質問要旨   | 答弁<br>指定者                             |
|---------------------|--|---------------------------------------|
| <p>9番<br/>許斐潤一郎</p> | <p><b>1. 手話言語条例について</b><br/>                     (1) 令和4年12月に手話言語条例が制定されたが、その後の取り組みは<br/>                     (2) 意思疎通事業として、手話通訳者派遣事業は現状継続で行くのか<br/>                     (3) 学校や病院等に於いて手話講座等の取り組みはどの様になっているのか</p> <p><b>2. 補聴器相談について</b><br/>                     (1) 難聴支援として補聴器相談が行われているが、現状支援は継続するのか<br/>                     (2) 補聴器相談に限らず、難聴者への更なる取り組みは考えているのか</p> <p><b>3. コミュニケーションについて</b><br/>                     (1) 聾啞者に限らず、様々な障がい者とのコミュニケーションの在り方をどう考えているのか<br/>                     (2) 地域コミュニティーを進めて行く為にもコミュニケーション条例等の取り組みの考えは</p> | <p>町長<br/>教育長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> |
| <p>11番<br/>栗田美和</p> | <p><b>1. 下水道事業の現状について</b><br/>                     (1) 下水道の整備状況は<br/>                     (2) 下水道への接続状況は<br/>                     (3) 事業収入の内、営業収益の占める割合は<br/>                     (4) この先、使用料をメインにするための方策は考えているか<br/>                     (5) 町内全域をカバーはできないと思うが、色分けをして浄化槽への転換と補助率を上げる考えはないか<br/>                     (6) 鞍手町は今後街づくりの中で大きな事業が計画されているが、将来にツケが先送りされることのないよう考えるが、町長の見解は</p>  | <p>町長</p>                             |
| <p>5番<br/>野口美恵子</p> | <p><b>1. 各小学校のトイレ洋式化について</b><br/>                     (1) 簡易洋式トイレを設置する考えは</p> <p><b>2. 図書館について</b><br/>                     (1) 統合後の各小学校の図書はどうなるのか<br/>                     (2) 1校に図書を集めて図書館として活用し、開放するという考えは</p>  | <p>教育長</p> <p>教育長</p>                 |
| <p>2番<br/>田中二三輝</p> | <p><b>1. 水道水の安全と安定供給について</b><br/>                     (1) この夏に生じた「水道水の濁り」の発生要因は<br/>                     (2) 同水源を利用している中間市でも同様な「水道水の濁り」が発生しているのか<br/>                     (3) 多くの町民から水道水に関する疑念の声を聞くが、改善に向けた考えは<br/>                     (4) 以前、北九州市からの水道水の供給に関する説明を受けたが、現状と今後の見通しは</p>   | <p>町長</p>                             |

# 一般質問通告一覧表

令和5年第5回定例会

No. 2

| 質問者                 | 質問事項及び質問要旨   | 答弁<br>指定者                             |
|---------------------|--|---------------------------------------|
| <p>8番<br/>石井大輔</p>  | <p><b>1. ラーケーションについて</b><br/>                     (1) 本町のラーケーションに対する認識は<br/>                     (2) ラーケーションを導入する計画は<br/>                     (3) 町長の考えは</p> <p><b>2. 古月小学校近隣の町道に放置されたゴミについて</b><br/>                     (1) 西川沿いの町道に放置されたゴミはいつからあるのか<br/>                     (2) 確認後から現在までに状況の変化はあったのか。また、地権者の方との話は出来ているのか<br/>                     (3) 今後は、どの様な計画か</p> <p><b>3. 保育所等について</b><br/>                     (1) 古月保育所・鞍手あゆみ園・鞍手のぞみ園の現在の児童数は<br/>                     (2) 町立古月保育所が定員の場合、どの様な対応になるのか<br/>                     (3) 定員以上に受け入れた際、教室、保育士の数は大丈夫なのか<br/>                     (4) 定員に達するのは予定通りなのか。また、今後の対応は</p> | <p>町長<br/>教育長</p> <p>町長</p> <p>町長</p> |
| <p>12番<br/>西藤典子</p> | <p><b>1. 六田川関連の水害対策について</b><br/>                     (1) 六田川改修計画は同意が得られず難航している状況の様だが、他に浸水防止対策は考えられないのか<br/>                     (2) 鞍手開発の防災対策としての仮の調整池は有効に機能しているのか</p> <p><b>2. 自衛隊への名簿提出について</b><br/>                     (1) 令和3年度より名簿を提出されているが、鞍手町の個人情報保護条例では、どう定められているか<br/>                     (2) その後、この件についての問題等は生じていないのか<br/>                     (3) 今後この件にはどう対応されるのか</p> <p><b>3. 統合小学校における学校給食について</b><br/>                     (1) 学校給食の改善充実策（安心・安全なパン、おいしい米飯、国産地場食材使用等の検討は）</p>  | <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長<br/>教育長</p> |
| <p>4番<br/>宇田川 亮</p> | <p><b>1. 浸水対策について</b><br/>                     (1) 中山北区と南区の入口は、大雨のたびに浸水しているが対策は</p> <p><b>2. 物価高騰対策について</b><br/>                     (1) 公共事業費の推移は。また、予定価格等の増額は<br/>                     (2) 補助金や給付事業等の増額は<br/>                     (3) 町長として町民生活を守る対策は</p> <p><b>3. 自治会加入について</b><br/>                     (1) 加入率の推移は<br/>                     (2) 加入率向上の対策は<br/>                     (3) 未加入者への情報提供は<br/>                     (4) 清掃デー等、未加入者の参加は</p>  | <p>町長</p> <p>町長</p> <p>町長</p>         |

令和5年9月11日 9月定例会一般質問。

1 出席議員は次のとおりである（11名）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸  | 2番 田中二三輝 |          |
| 4番 宇田川亮  | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴  |
| 7番 的野信之  | 8番 石井大輔  | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |

2 欠席議員は次のとおりである

3番 星正彦  
13番 篠原哲哉

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

なお、本日の会議には、13番議員 篠原哲哉議員から事前に体調不良のため欠席の届け出がありましたので報告します。

これより日程に入ります。

日程第一、一般質問を行います。

質問は、お手元のタブレット端末機に送信しています通告一覧表の順序により行います。

最初に9番議員、許斐潤一郎議員の質問を許可します。

（9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める）

○9番（許斐潤一郎君）

通告にしたがいまして、質問をいたします。

初めに、言語条例の取組についてですが、昨年12月言語条例が成立していますが、本年3月第2回鞍手町議会定例会にて、町長の所信表明に「人と地球にやさしい鞍手町に」の中で、手話に対する理解の促進と総合的かつ計画的に手話に関する施策を進めていくとのことですが、その後の計画や対策の取組はどのように進められているのか、具体的な取組があれば町長にお聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

本町では、許斐議員ご承知のとおりだと思いますが、この条例施行以前よりコミュニケーション支援事業として、手話通訳者設置事業及び手話通訳者派遣事業を行っております。

そのほか、手話奉仕員養成研修事業として、手話奉仕員養成講座、許斐議員も恐らく出席されていると思いますが入門編、基礎編を行っております。

それで宮若市、小竹町、鞍手町の1市2町において、パンフレットを作成し、住民及び関係各所に配布して、手話が言語であるとの認識を深めるための啓発を行っていこうというふうに思っております。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番（許斐潤一郎君）

ただいま町長から、いろんな施策等が行われているということをお聞きしておりますけれども、まだ12月制定されたばかりということで、なかなか本格的な取組というのは難しいと思いますけれども、鉄は熱いうちに打てということもありますので間延びせず、早い取組をこれからしていただければと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

現在、1市2町にて町長がおっしゃっていましたが、手話の通訳派遣事業が行われておりますが、現在、この事業に関しましては、鞍手町より1名の方が選任されて対応が行われています。

1市2町を1人での対応は色々負担が大きいと思いますが、今後の対応をどのように進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

これも今後のということですが、通告では現状維持でいくのかというご質問ということでお答えをさせていただきます。

1市2町において、平成20年度より手話通訳者派遣事業を実施しております。

令和4年度実績といたしましては、延べ27回8名の方が利用をされております。主な利用目的としては、医療及び保健に関する支援となっております。

今後、手話を必要とする方、手話通訳者、その他の関係者と協議をし継続して

行っていきたいというふうに考えております。

しかしながら、許斐議員が言われましたように専任者は1人ということで、今実施をしておりますが、もちろん負担は大きいということもあろうかと思っておりますけども、なかなかこれの人数を増やすということは、今のところ考えてはおりません。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

今、町長のほうからも取組及び現況報告をいただきましたけども、これからやはり事業を取り組んでいく上におきまして、宮若市、小竹町との兼ね合いもあると思っておりますが、各市町にも派遣事業の予算も組まれていると思っております。

それぞれの町で専任通訳者を置くように出来ないのか、鞍手町単独対応でとの申出は今後可能か、町としての考えをお聞きしたいと思っております。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほどもお答えしましたとおり、今のところは1市2町で取り組んでいるというところがありますが、やはり手話通訳が必要な方っていうのも多数いらっしゃるのも事実です。

しかしながら、これはやはり1市2町で今現在取り組んでいるところもありますし、それぞれの自治体の財政事情もあることだと思っておりますので、今後の1市2町での検討ということになると思っております。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

ちなみに、事業が行われていますけど、鞍手町、宮若市、小竹町のそれぞれの年間予算というのは各市町でどの程度で単独で組まれているのか、支障がなければ教えていただきたいと思っております。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

宮若市、小竹町の予算については把握をしておりません。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

予算の把握が出来てないということですけども、各町村で派遣に対する予算が組まれていると思っておりますので、またその辺も確認しておいていただければと思っておりますし、私のほうも確認しときたいと思っております。

そういうところで、共同事業ということをおっしゃっておりますので、それぞれの見解があると思っておりますが、各市町内の聾啞者の支援となれば、対応も容易ではないかと思っておりますので、今後とも検討の余地があると思っておりますので、できれば前向きに各市町で専任を置かれるというところで、検討していただければと思いま

す。

次の質問に移らせてもらいます。

コロナ感染も完全収束ではありませんが、コロナ感染前は、一部小学校にて学習の一環としまして手話の学習講座が行われていましたが、現在要請がないと聞いております。

今後の取組について、どのように考えておられるのか教育長にお聞きいたします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

文部科学省が定める現在の学習指導要領に基づく各教科の教育課程では、手話は位置づけられておりません。

学校の教育課程編成権は学校長にあり、学校長は地域の実態を生かした特色ある学校づくりをしております。

文部科学省からの教科課程における各教科外の取組としては、男女共同参画、教育、情報モラル、性暴力ワンヘルスら薬物乱用防止教育等々、多岐にわたっています。

手話につきましては、鞍手町立小学校の2校で4年生を対象に実施しておりますが、全学年で取り組んでいるという状況ではございません。

今後につきましては、人権学習の中で障害に対する理解を深める取組が全小学校で進められておりますので、手話に対する理解促進を図っていききたいというふうに思っております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番（許斐潤一郎君）

ただいま教育長のほうから、指導要綱の中では手話は位置づけられていないということですが、それでも各校長の判断で町内2校の4学年対象に行われて、今後も人権等に絡んで取り組んでいきたいというお話ですが、やはり取り組まれていることは、非常に今後期待するところではありますけれども、今後取組がされるようであれば、手話の学習が行われた後も学校で、例えば日常的な手話としまして、「おはよう」とか「こんにちは」とか、「お疲れさま」例えば「ありがとう」、「元気」「うれしい」「おいしい」等の手話もろもろの手話がありますので、取組をされている学校及び1学級だけではなく、学校全体で取り組むことが可能なのかどうかを再度教育長にお聞きしたいと思います。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

#### ○教育長（外園哲也君）

現在、それぞれの学年におきましてはカリキュラムが決められておりまして、その中に全学年で取り組むということは大変難しいことでございます。

ただ、現在もある小学校は朝の学活で時々手話を使いながら説明するとかいうふうなことがございますので、可能な限り手話に親しんでいただくというふうなことで取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

ありがとうございます。

やはり各学年で取り組んでいくのは全学校で取組むのは難しいと思いますけれども、やはり朝の一部の学校でも取組がなされているということですので、そういうところを一つの突破口としまして考えていただければいいと思いますので、それをするによりまして、今後、小学校の統合もありますので、先ほども申し上げましたように簡単な手話を使って学校生活をしていくというのも、児童、生徒さんの間で共通する取組として行っていければ何か得るものがあるのではないかと思っております。

教育委員会でも、前向きに考えていただければと思います。

町長にもお聞きしたいのですけれども、例えば行政とか病院等につきましても、言語条例に基づき、手話の普及に積極的に取り組み手話のできる人材育成について、取り組みは可能なかどうか町長の見解をお聞きします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

新型コロナウイルスの感染拡大以前はくらべて病院においては手話を必要とする方に関わる部署から2名程度月2回手話講習を行っていました。

現在、講習会は中止をしておりますが、5類移行となっておりますので、今後、再開する予定と聞いております。

役場庁舎行政におきましては、職員1名に手話が堪能な職員がおります。

今のところは講習等っていうことを始めるという企画はしておりませんが、行政内部の中で手話をやっぱり窓口では必要となる方もお見えになりますので、検討していきたいというふうに思います。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

今、町長のほうからご説明がありましたけど、実質的には、庁舎の中にもできる方がおられるということと、やはり取組は今のところ予定はないということですが、やはり1人でもたくさんの方が職員の方でも、町内でもできる方がおられますと、やはり聾啞者の方に限らずいろんな言語手段としてですね相通じるものがあると思いますので、その辺も今後の取組みとしてやっていただければと思います。

次の質問に移らせてもらいます。

補聴器の支援及び対応について、お聞きいたします。

現在、高齢化が進む中、聴覚障害を感じておられる方が年々増えてきているのが現状です。

補聴器相談も定期的に行われていますが、現在の取組についてお聞きしたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

補聴器相談は、補聴器取扱店に場所を提供し庁舎において月3回1時間程度、く  
らて病院においては、月3回2時間から3時間程度実施しております。

令和4年度の実績としましては、延べ35人の方から相談を受けております。

今後も、補聴器相談事業については継続し実施していくとしています。以上で  
す。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

今、福祉人権課長のほうからご説明がありましたけども、現在役場で3回、く  
らて病院で3回、計6回あっているということで、前年度の相談実績は大体35、6名  
ということですけども、参入しておられる事業者はちょっと確認ですけど何社ぐ  
らい今介入されておられるかお聞きしたいと思います。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

今、補聴器取扱いにつきましては4事業社ございます。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

今お答えいただきました、4事業所で相談対応を受けておられるということ  
ですが、相談事は役場の職員の方の同席はあるのか、お聞きしたいと思います。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

相談時には職員は同席しておりません。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

○9番(許斐潤一郎君)

ただいま同席がないということですけども、同席がないとなれば事業者さん、対  
応される事業者さんからの対応後の報告はどのようになっているのか。



また、くらすて病院のほうでも相談がなされておりますけれども、相談対応の報告はどのようになっているのか。お聞きしたいと思ひます。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求めら)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

事業所からの報告につきましては相談人数のみ報告を受けております。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求めら)

○9番 (許斐潤一郎君)

相談件数だけで確認をされているということですが、内容等でどういふふうな難聴の方が相談に見えているかというようなところも、やはり行政としても把握しておかないと、なかなか問題対応には行き着かないのではないかと思ひますので、今後、取組ができるものであれば業者さんとの相談内容の最終確認なんかもしていただければと思ひます。

次に、年間35、6名ということですが先ほどお聞きしましたが、難聴を抱えている方が多いにもかかわらず相談が少ないと、私自身は年間36人では少ないのではないかと考えております。

考える要因の一つとしまして、交通問題などがあるのではないかと思ひます。

相談に来てはなかなか交通網が十分ではないということで、つい行かないという方も多いと思ひますが、今後、庁舎とくらすて病院との相談じゃなくて、各公民館等へ出向き相談を行うようなことは、考えておられないのかをお聞きしたいと思ひます。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求めら)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

補聴器相談につきましては、補聴器取扱店に相談会場の提供だけを行っており、本町の事業ではありませんので、他の地域に出向いて相談することはございません。

なお、地域で必要とされる場合は、取扱店に直接ご相談いただきたいと思ひます。以上です。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求めら)

○9番 (許斐潤一郎君)

今のところ、行政のほうから各地域に出向いていくというようなことは、ちょっと難しいということですが、先ほども申し上げましたように、相談に行きたいけれども行けないというもろもろの事情がある方が町内ではたくさんおられるのではないかと思ひますので、今後は各地区の住民さん、区長さんあたりとも相談をしていただければ一つの取組としては状況が改善されるのではないかと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

また、いろんな取組がなされておりますけども、難聴は加齢とか薬の副作用、大音量で長時間聞くなどがありますけど、一つは認知症の要因にも挙げられています。

ちなみにですけども、2018年度推計では4億6,600万人の難聴を持たれている方がおられると聞き、そのうち3,400万人が子供さんということで決して高齢者の方だけとは言えないと思います。

たかが難聴ですけれども、されど難聴だと思います。

一つの意味疎通としましては非常に大切なことだと思いますので、町としましても啓発活動が必要だと思います。

難聴を抱える方、たくさん高いお金で補聴器を買われている方もおられますけども、使わないという方もおられます。

非常にもったいないと思いますので、そういうところも踏まえて積極的に補聴器等の活用等につきましても進めていってほしいと思います。

最後の質問に移ります。

コミュニケーションですが、私も長年仕事を通してコミュニケーションの難しさを感じてきました。

聾啞者の方に限らず、健常者でもそれぞれの理由で意思疎通が出来ない方がおられる中、町としてのコミュニケーションの在り方についてどのような見解と取組が必要なかを町長にお聞きいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

冒頭、許斐議員が言われましたとおり非常に難しい問題です。

行政として、どこまで関わる事ができるのか、障害のある方だけでなく、今現在はそういった方だけじゃない、若い方たちと地域の方たちのコミュニケーションとか、コミュニケーションって言ってもなかなか広くあるわけですけども、質問にありますように障害のある方とのコミュニケーションの取り方っていうのは、障害の程度や、障害の内容によって一人一人違ってくるといふふうにも思います。

そしてそれぞれの方がお困りであるといふふうにも思います。

そのため、それぞれの障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段が必要だといふふうにご考えております。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番（許斐潤一郎君）

なかなかやはり難しいと思いますけど、多様性に応じてということは十分理解できると思います。

町長の見解は大体分かりましたけども、現在、各地域の衰退が進んでいるということをよく耳にします。

要因の一つとして、住民の方々のコミュニケーションが少なくなっていることも事実ではないかと思えます。

言語条例が制定されましたので、一步踏み込んで、今後コミュニケーション条例の制定などが出来ないのかどうかの見解をお聞きしたいと思えますが、現在、全国と同条例自治体は、1道9県13区78市7町108自治体のみコミュニケーション条例が施行されているみたいですが非常に少ないと思えます。

県内では、まだ制定されているところはないとお聞きしますけども、この辺の条例の取組につきまして、町長、今後の展開は何かあれば教えていただきたいと思えます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

先ほども申しましたように、非常に難しい問題でもありますし、これは問題としては障害のある方とのコミュニケーションということなのか、全般的な地域の中でのコミュニケーション不足ということなのか、いずれにしても、今鞍手町では色々な例えば、自治会にしてもそうです。

老人会もだんだんやっぱり少なくなっている。

子供会もなくなっていっているというような、要するに各種団体がなくなっている一つの大きな原因は、やはり人がいなくなったということももちろん少なくなったということももちろんですけど、やはりうまくコミュニケーションがとれていないということも原因の一つではないかなというふうに考えています。

しかしながら、これを行政でどのような形で施策なり取組をするとコミュニケーションがうまくいっていかっていくのも、なかなか答えが出ない難しい問題でもありますし、以前ならば、例えば、鞍手町は炭鉱の町でもありましたので、炭住の中では「もやい」というような形で常に醤油だとかお米の貸し借りがあったり、常にやっぱり地域とのつながり、それぞれの個々のつながりがあった地域ではあると思うんですが、それがだんだんと薄れてきているというふうに思うんですね。

だから、これをどういう形でコミュニケーションをまた新たに醸成しようかというのも、なかなか行政主導でできるものかどうかというのも難しいところがあります。

これは住民皆さん全体で考えていく必要があるかなというふうに思いますし、行政としてどういうことができるかというのも考えていく必要があるというふうに思いますが、なかなか答えを見つけるのも難しいというふうに私自身は思っています。

(9番 許斐潤一郎君、挙手して発言を求める)

#### ○9番（許斐潤一郎君）

率直に町長の見解をお聞きしましたけども、やはり行政指導として、すぐにはな

かなかやっぱり条例とか、そういうことに関しましてはおっしゃるとおり難しいと思います。

最近のニュースなど聞いていますと、家族間の殺傷、いじめ、仕事上のトラブルなど様々な問題がありますが、それぞれの意思疎通や伝達がうまく出来ていれば、少しは回避できることもあるのではなかろうかと思います。

そこで、条例化はすぐには難しいとは考えますので、例えば同和問題の啓発月間とかいうようなもののよう、難聴及びコミュニケーション問題啓発週間として、町独自の取組を検討してもらえば、いいのかなと思っております。

やはり一つ一つ、何かを積み上げていくことが、いろんな面で改善につながると思いますし、一つの手段としてコミュニケーションをもっともっと大事にしていくというような取組も町行政あげてやっていかななくてはいけないのではないかと思います。

私も町長、行政職員の方、住民の皆さん、議員各位とも良いコミュニケーションがとれるように、頑張っていかなければいけないのかなと思っております。

以上、全ての質問を終わります。

#### ○議長（的野信之君）

以上で、この許斐順一郎議員の質問を終わります。

次に、11番議員、栗田美和議員の質問を許可します。

（11番 栗田美和君、挙手して発言を求める）

#### ○11番（栗田美和君）

通告に従って質問していきます。

下水道事業が平成17年から始まってという話を聞いておりますけども、今か今かと思ってやっとなんと20年たつて我が地域にも全面的ではないんですけども下水管が布設されました。

私の家も7月の終わりから、下水に接続して利用しているところでございます。

まず、1番目の質問ですけども、町内の下水道の整備状況は何%ぐらいになっていますか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

#### ○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては、担当課長に答弁させます。

（上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める）

#### ○上下水道課長（神谷 徹君）

お答えいたします。

下水道事業の全体計画面積が813ヘクタール、これに対しまして事業認可を受けた事業計画面積が460ヘクタールでございます。

このうち、令和5年3月末時点までの整備済みの面積は313ヘクタールで、全体

計画に対する整備率は 38.5%となっています。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

次に、下水道管に各戸からの接続率はどのくらいになりますか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。

令和5年3月末時点での接続状況は、下水道が供用開始になっている区域内の人口8,103人、このうち下水道に接続されている人口が6,043人、接続率は約75%となっております。

ちなみに、供用開始区域内の世帯数は3,737戸、このうち接続されている世帯数が2,738戸となっております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

それと令和4年度の今回提案されております決算書の中で、事業収入内の本来あるべく使用料、この事業収入の中にあるパーセンテージはどれくらいのものか、教えてください。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。

令和4年度決算におきまして、下水道事業収益が全体で4億135万9,128円となっております。

このうち、下水道使用料が中心である営業収入につきましては、9,220万2,800円で、全体に占める割合としましては約22%となっております。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

本来の収入であるところに、使用料収入が今9,220万、22%ということでございますけれども残りの約80%、これについてはどういう形で収入として入ってきているんですか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

収入の残りの部分につきましては、起債や一般会計からの繰入金等で賄っているところでございます。以上です。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

一般会計から繰り入れているということは、基本的にはその部分が自分達の身を切っているというわけです。

水道事業、下水道事業は非常に大切な問題なので、そういうお金を使うなどはいりませんが、一般会計のほうからの繰入れを減らしていくというのが事業としての、本来の在り方だろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃ、次に入ります。

この下水道事業が先ほど申し上げましたように、施行後 20 年経過して、やっと我々の本村区のほうも下水道管が布設され使用できる状況になっていますが、これを町全体でカバーするっていうのは非常にコストもかかるし、難しいということも考えられるわけですが、町全体が難しいということであれば、下水道だけではなく、幾らかの補助金を出していると思います浄化槽への切替えなどの補助金額のアップを考えていないのか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

本町では現在、来年度に予定されている福岡県の汚水処理構想の見直しに合わせて、今年度、鞍手町公共下水道事業計画検討委員会を立ち上げ、町内全域に広がっている下水道の全体計画の見直しを行っております。

検討の方法といたしましては、将来の人口予測や経済性の比較を行い、本町における水洗化の手法として、下水道と合併浄化槽のどちらが有利なのかを検証し、検討委員会として最終的な結論が今年度中に出てくる予定です。

この検討結果をもとに下水道区域と浄化槽区域が新たに決まりましたら、それぞれの区域間で不平等とならないよう何らかの対策を講じていく必要があるというふうに考えております。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

#### ○11番（栗田美和君）

今、町長が説明されたように、まだ、どちらが有利か分からないっていう本来ならば1番最初に下水道事業が計画された段階で出来ないところ出来るところは区別して、そういう方向性を出さないといけなかったのではないかと考えるわけですが、これだけ人口が減ってきている中で、そこを検討していこうということで検討委員会ができていますので、結論ができ次第、住民の皆さんに早急に広報でお知らせ願いたいと思います。

それから最後になりますが、町長に伺いますけれど、先ほど言いました令和4年度の決算を見ますと、一般会計から1億8,000万ぐらい振替がされています。

これは鞍手町のHPで検索してみますと、1番最初の計画で、一般会計から約2億近くのお金が毎年毎年振替していくっていうような形の計画が令和12年度まで出るとは思いますが、できるだけ減らしていかなければならないだろうと思っております。

下水道事業も上水道も、なかなか100%黒字化していくのは難しいと思います。  
まして、よそであっているように民営化するとかいうのはあってはならんことだと思います。

何でこうしつこく言うかという、今後、鞍手町がいろんな形でこの赤字のところを一般会計から振替していくことになる、これからの新庁舎建設、それから小学校統合の問題、直方・鞍手工業団地、塵芥処理場やし尿処理場の新設や更新、大きな事業が今後つながってくると思います。

これが全体的な、一つの事業が終わって、また次の事業というわけではなく、今後の10年の中で各事業が重なってくることから、非常に負担が大きくなってくると思います。

今後、町民の方々、鞍手町に住みたいと思っている方たち、それから子供たちに負担を残さないように、ツケを回さないようにしていかなければならないと思いますが、そのところ町長の見解をお聞きしたい。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

まずは下水道事業についてお話をしますと、令和3年度より特別会計から公営企業会計に移行しました。

最終的には水道事業と同様に一般会計から繰り入れに頼ることなく、独立採算を目指すことが求められておりますが、下水道事業の性格上、下水道管の整備等に多額の費用を先行投資する必要があります。

将来的に下水道管等の整備が終わり、企業債の償還がある程度落ち着くまでは、仮に使用料金を倍にしたとしても、独立採算性をとることは難しい状況です。

しかしながら、昨年度実施された国の財政融資監査がありまして、下水道使用料の見直しについては指摘をされております。

本町の下水道使用料は、他の流域市町、遠賀、中間、水巻の1市2町と比較しても安く設定をされておりますので、将来的には最低でもほかの市町と同水準まで引き上げることが必要じゃないかなというふうに思われますけど、料金改定の時期については物価動向等も見ながら検討していきたいというふうに思います。

いずれにしても、下水道事業は先行投資に多額の費用がかかりますので、なかなか一般会計の繰り入れを止めるっていうわけにはいかないっていうことはご承知いただければと思います。

そのほかに、鞍手町の財政状況についても言われるように、今後いろいろな大きな事業が控えております。

非常に財政状況も厳しい状況の中で、住民の生活に直接関わるような事業を投資していかなければいけないというようなことにはなりますが、財政計画をしっかりと立て、見直しながら住民の方たちに大きな負担とならないように、今後も行政と

して取り組んでいきたいというふうに思います。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

先ほど町長や私も言いましたように、将来にやっぱり禍根を残さないような運営をやっていないと、やっぱり下水道事業というのは長期にわたりますから、未来ある今後の方たちのためにも、できるだけ少なくなるように整理をしていってほしいと思います。

これで質問を終わります。

○議長(的野信之君)

以上で栗田美和議員の質問を終わります。

次に、5番議員 野口美恵子議員の質問を許可します。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

では通告に従いまして質問いたします。

まず第1に、各小学校のトイレ洋式化についてです。

洋式化の時期ですが、いつ頃になるのかお分かりでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長(外園哲也君)

各小学校とも、各階の児童トイレは男女とも1か所を洋式化しております。

今の子供たちは、家庭のほとんどが洋式化されておりますので、和式トイレで用を足すことが出来ない子供が多いのが実情です。

最も児童数の多い剣南小学校の女子トイレに関しましては、行列ができる状況にあります。それ以外の小学校については、児童数が少ないこともあり現在のところ大きな支障は生じておりません。

剣南小学校に関しましては、女子トイレをもう1か所洋式トイレを増やす計画で今回予算を計上させていただいております。

それ以外の小学校につきましては、現時点では簡易型を含め、洋式トイレを設置する考えはございませんが、今後とも状況を注視していきたいというふうに思っております。以上です。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

剣南小学校は、どのように具体的に決まったということは分かりましたけれども、ほかの小学校もポータブルの洋式トイレを設置するのであれば、そんなに金額がかからないので、できるかなと思うんですね。

それで剣南小学校の洋式トイレをつくるとしても、何か月か先になると思うんですけれども、具体的な時期というのは分からないんですか。



(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

剣南小学校につきましては、冬休みの間に完了する予定にしております。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番 (野口美恵子君)

剣南小学校の生徒が1番多いので、それはとてもいいことだと思いますが、ほかの小学校も簡易洋式トイレ、ポータブルトイレだったら、すぐにでも設置できると思うんですね。

ふるさと納税を使うという、やり方もありますよね。

教育分野で使う、子育て支援及び未来を担う子供の教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業として、1億3,183万4,000円というのが、ふるさと納税で使える金額ですよ。

簡易式のポータブルトイレだと、私も何度か見に行ったんですけども、一基5,000円ちょっとで設置できるので、そんなにお金もかからないし、時期的にもすぐつけることができると思うのでどうでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

その件につきましては教育課長に答弁させていただきます。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長 (森永健一君)

お答えいたします。

ポータブルトイレについては、以前に学校のほうにはつけていたこともあるんですが、やっぱり掃除等がとても大変で管理出来ないということで外してしまっている学校も現在あります。

学校から要求のほうがあれば、野口議員言われたように、金額的にもそんなに大きな金額ではありませんので、ポータブルのトイレについては考えていきたいと思っております。

ふるさと納税につきましては、ちょっと教育委員会のほうでは、予算をどうこうできるっていうふうではありませんし、また予算が大きくなる場合は、町の行政のほうと協議をさせていただきながら、考えていきたいと思っております。以上です。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番 (野口美恵子君)

剣南小学校がそういうふうに洋式化になるっていうことだけでも、すごく前進したと思うんですけども、ほかの小学校からもそういう申出があれば、すぐに改善のほうをお願いしたいと思います。

では、次の質問に移ります。

図書についてです。

各小学校6校で、今度合併になることが決まって、6校廃校になりますけれども、6月、7月と学校統合に関する住民説明会があり、それぞれ6校にある図書室の活用というのは、どうなるのでしょうか。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長（外園哲也君）

小学校の統合に当たっては図書に限らず、備品などにつきましても統合時点での規格に適合するもので、破損等がなく状態のよいものについては必要数を統合校へ集約していくことで、統合整備における財政負担の軽減につなげていく必要があると考えております。

その上で残る図書などの取扱いについて、現時点での計画はございません。以上です。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番（野口美恵子君）

小学校が全部なくなるわけですが、そのうちの1校を活用して、図書をまとめて開放する。

例えば、新規に図書館を建設するっていうことは、1番希望していることですが、現在の町の状況では予算上とても無理だと思われるので、せめて小学校の図書室にある本だけでも、廃校になる1校を活用して無駄にならないように、1か所に集めて図書館として機能を充実させることができるのではないのでしょうか。

そして、一般の方々にも開放して誰でも出入りできるようになることを希望するんですけれども、どうでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

既存校の統合後の活用についてのことになりますが、廃校となる小学校だけでなく、統合後の小学校については町全体の公有財産の利活用の方針を踏まえて、おのおの施設ごとに検討されていくものと考えております。

小学校の図書については、小学校児童を対象としたものであり、それを集めるだけでは一般の図書館としての運営は難しいのではないかというふうに思います。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番（野口美恵子君）

実際、大人向けの本とか雑誌なども置いてほしいと希望したいんですけれども、それが無理だったらその子供向けの本だけでも充実させて無駄にならないように、廃校になる学校の1校を利用して何かできるんじゃないかって期待したいんですけれども、どうでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

6校を1校にするわけですから、相当数の図書が余るというふうなことが考えられます。

その中で必要なもの、そしてまた図書としてある程度のものについては新しい統合した小学校のところに図書室としておそらくは置くことになるというふうに思いますが、そのほかの図書については、先ほども教育長が答弁したとおり、どのようにして活用するか、また処分するかについては今のところ計画はないということは聞いています。

(5番 野口美恵子君、挙手して発言を求める)

○5番(野口美恵子君)

新しい小学校にそういう図書室を備え付けるというのはもちろん分かりますが、小学校が廃校になるので1校利用して何か有効な本の活用方法がないかと思っています。

そういう本を残すっていうのは、とても時間がかかることで一朝一夕には出来ないことなので、もし旧小学校の1校をそういうふうに図書室あるいは図書館として利用するっていうことになれば、保護者の方の協力も必要になると思います。

今後、小学校の本が無駄にならないように、私も見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長(的野信之君)

以上で野口美恵子議員の質問を終わります。

次に、2番議員、田中二三輝議員の質問を許可します。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

今回は、この夏に発生した水道水の濁り、これに関して多くの住民から水道水に関する懸念の声が聞こえております。

したがって、水という住民生活に直結する最も重要な水道事業に対する安心安全の確認と信頼回復のために、通告に従って一般質問を行います。

まず初めに、この夏に発生した水道水の濁りに関し過去においても夏に同様な水道水の濁りが発生したというふうに記憶をしておりますけども、このときの原因、過去の原因は何だったのか教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件については、担当課長に答弁させます。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。

過去の内容ってことで、昨年度、同時期にも同じように水に色がついたという事案が発生しております。

このときの原因につきましては、浮洲池に藻が大量発生しまして、臭いの苦情が多数寄せられたというところでございます。

この際は、活性炭の入替え等々で対応して改善をしたというところでございます。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

水源地に藻が異常発生したということで、たしか同様の説明を議会も受けたと思いますが、対処の仕方、これが活性炭の入替、もしくは増量それで解決したということで、今説明があったけれども、そのときっていうのは、活性炭の入替えをしただけで、良かったのか、ほかにも何か技術的なものが必要だったのかその辺の対処をもう一度お願いします。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。

通常、例年活性炭の入替えは、盆頃、8月中旬に行っておりました。

昨年度、こういった臭いの事案が発生しましたので、脱臭タンクといわれる部分に入っている活性炭の入替えをして、これで解決しているというところでございます。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

昨年の夏に発生した濁りっていうのは、臭いの変化とか他のものっていうのも発生したのか、濁りだけだったのかその辺はどうなのか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

昨年度の分につきましては、臭いと色というところでございます。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

当然、その水質は安全基準の範囲内だとは思いますが、そこから1年たってまた今年同じような状況になった。

この1年間に水源地を何かこう改善するとかいうような方策っていうのは、何か立てたんですか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

この1年間で推計値の改善というところを特に行っておりません。

ただ中間市と協同で平成元年から水質改善装置を数基設置しているというところ  
でございますけども、これにつきましてなかなか改善したという明確な数値が出て  
いるものではございません。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

水源地の状態が、一昨年、昨年と同じような状態で、今年の夏もかなり高温化に  
なった日が続いて単純に考えたらまた藻の発生なのかなっていうふうに、我々は考  
えるんだけど、今年の夏の水道水の濁りの要因は何だったのか。

これをちょっとお聞きしたいと思います。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。

今年は、7月31日の月曜日の朝から水道水の色に対する問合せが多数寄せられて  
おります。

これを受けて、直ちに水質検査を実施しましたところ、全て水質基準に収まって  
おりますけども、水道水の濁りではなく色のほう色度、これが通常量も高いという  
ことが確認されております。

調査の結果、発生の要因としましては8月下旬の水温と気温が非常に高かったこ  
とと、あとは雨が降らなかったことが続いて、本町の水源である浮洲池の水質が悪  
化したことが着色の要因であると確認しております。

今回、改善まで2週間ほどかかりご迷惑をおかけしておりましたが、現在は通常  
の色度になっております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

ちょっともう1回確認したいんだけど。色度っていうのは透明だけど色がついて  
濁りというのは透明じゃなくて、ただ単に残っているっていうふうな発言のほうがい  
いか。それをちょっと教えてもらえば。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

議員がおっしゃるとおり、色度は透明な水に色がついているというイメージで  
す。

いろいろ調べてみたんですけども、ちょっとこれという分かりやすい例えはな  
く、色度のほうはペットボトルのお茶で水が緑になっているような状態と、一方、  
濁度は濁りでカフェオレとか、そういったクリームを入れた状態というふうに掲載  
されておりました。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

結局、8月15日だったと思うんだけど、確かに携帯のLINEか何かで水道水の色の低下という色がついているよってということの原因を配信したと思うんだけど、そのときの配信内容をもう一度教えてもらえますか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

一応ですねホームページ、LINE等で水道水の色がついたとき、それから中間報告、それから最終報告ということで、最初は7月31日当日、それから中間報告が8月4日、最終的には8月15日に載せておりましたけども、最終的には内容は30日頃、町内全域で水道水に薄く色がついているという事象が発生し、水質調査を行った結果についてお知らせしますというところで。

原因は7月下旬頃からの気温の上昇に伴い、原水の水質が悪化したため浄水場、処理工程において負荷がかかり、着色したものと確認しましたという内容で載せております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうなってくると毎年発生する可能性も懸念されるし、今後、残暑が続くというようなことも新聞報道等々で言われていますけども、利用している住民の方からそういった問合せで初めて担当課が気づくじゃなくて、やはりその水をつくっている浄水場での水の監視、こういったことも必要になってくるんじゃないか。

そういう評価も必要になってくるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺の管理体制等々については、町長どういうふうに考えております。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

もちろん、田中議員おっしゃるとおり、素早く水の変化については行政がチェックをし確認する必要があるというふうに思います。

ただ、町の職員が今張りついて浄水場にいるわけではありませんので、浄水場を管理している方に逐一報告してもらおうか、または実際に蛇口から水を出してみないと分からないというところもありますので、その辺多少タイムラグが生じたのかなというふうに思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

いずれにしる町長のほうも、私の質問内容等については理解していただいているということでもありますけど、生活に直結するこの水道事業、これに関する管理体制の強化というのが必要不可欠であるというふうにも思いますし、住民の健康維持

と、安心安全な水の供給、これに努めていただきたいということで町長もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今後は検査等をもう少し頻度を増やしたいと思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

同水源を、隣の間門市も利用しているというふうに理解していますけれども、間門市でも同じような状況が発生したのか、これを担当課として把握しているのだったらちょっと教えてください。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

お答えします。

間門市のほうに確認しましたところ、間門市も本町と同じく浮洲池を水源とする西部浄水場等もございます。

それともう一つ、遠賀川を水源とする唐戸浄水場という二つの浄水場を間門市さんは持っております。

それで浮洲池を水源とする西部浄水場からの水道水につきましては、唐戸浄水場で出来た水を混ぜてブレンドして配水しているというところで、本町のような色度は今回なかったと伺っております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうすると間門市さんは、取水場が2か所、水源として2か所、鞍手町は残念ながら1か所というふうな状況でずっときていると。

その中で、夏の藻の発生や水質の変化等によっていろんな事象が出ているということで、考えるべきだというふうに思うんだけど、その水源をもう一つ新たに何とかならんのかというようなことを今ここで言っても、すぐにできるような問題じゃないっていうのは十分分かっているんだけど、その水源地の改善ということに関しては、今後やはり努力していただきたいというふうに思うし、その水源の水の管理、水質の管理っていうのも必要になってくるんじゃないかなと思うけども、その辺は技術的に可能なのか、もしくはもう現在やっていますよっていうのか、それはどうなんですか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

本町の場合、水質悪化する原因としましては、7月下旬から8月上旬の、高温の時に発生する藻、これが原因となっております。

以前は、活性炭の入替え時期、お盆にはこれを行っておりましたが、昨年度  
の状況を受けて、今年度から7月下旬に活性炭の入替えを行って、水質改善に努め  
ているところでございます。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

今回、その水の色度の経過というか色がつく、そういった現象が出たことに関し  
て、いろんな意見をいただいているんだけど、その中でやはり臭いであったり、  
味であったりっていう声も聞いています。

ただ、その臭いや味っていうのは、客観的なものではなくて、主観的なものが多  
く含まれていると思うので、今回の色度の低下は透明度の低下があって、そういっ  
た臭いとか味とかいったことにも話が広がって、私の耳に入っているかもしれない  
んだけど、今稼働している現在の浄水場、この機能というのを100%利用して水を  
浄化しているんだっていうふうに自信を持って言えるかどうか、それを確認した  
い。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

100%になっているかどうかというところで、数値は出てないので、分からないん  
ですけども、100%最大限出せるように日々適正な管理を行っているところでございま  
す。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

町長も議員時代に浄水施設、現在の施設に変わったというときに議員としてこち  
ら側におられ、現在が以前の浄水施設よりも、僕のはるかに水がおいしくなったん  
じゃないかなっていうふうに感じていますが、こういう問題がやっぱり10年に  
1回とかじゃなくて、毎年でるような状態なんです。

その辺を改善策っていうことに関して、何か町長考えあります。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

田中議員ご指摘のとおり、私が議員時代も鞍手町の水について質問を何度かした  
ことがあります。

皆さんご承知のとおりだと思いますけども、この浮洲池の主な水源っていうの  
は、犬鳴川から花ノ木堰から山田川という川を通過して浮洲池に入っております。

この山田川っていうのは農業用水も兼ねておりまして、農業用水の最終末が浮洲  
池いうふうになっておりまして、これが農業用水でよそへ用水として取り込むだけ  
ならいいんですけど、やはり田んぼからの水も山田川に入ってくる、そうします  
と、田んぼの肥料といえば肥料の3要素と言われる窒素、リン、カリもまぎって



浮洲池に入ってくるわけで、富栄養化、要するに水が栄養をすごく含んだ水が最終的には浮洲池に入ってくるというような状況になっております。

そういったことから、攪拌してなるべく酸素を水の中に入れようということで、攪拌機を付けたり、それでもなお藻の発生が多いということで、かなり過去住民の方からの苦情もありました。

そういったことを受けて、私も質問したわけですが、それで琵琶湖のところだとか大阪だとか視察に行きまして、最終的に前処理施設が必要だということから、平成23年に前処理施設をつくるようになりました。

この前処理施設によって、かなり水質が改善されまして、苦情もほぼなくなってきたわけですが、この昨今の気温の上昇によりまして、やはり以前よりも藻の発生が多くなったということから、前処理施設の効果も少し薄れてきているのかなというところがあります。

しかしながら、かなりこの前処理施設が効果を発揮しているのには間違いありませんし、先ほど課長も言いましたように、水質が悪化する前に活性炭を変えると、活性炭が臭いだとか要するに汚れたとかを吸着しますので、これによって水質が改善されます。

しかしながら、先ほどから色度というものについては、活性炭でも取れないっていうところがありまして、なかなかこの色度については原水である浮洲池そのものが変わらない限りは、なかなか難しいかなということで、当然ながら水質基準を満たしているわけですが、やっぱり良質な水道水を提供できればいいんですけども、なかなか今のところそういった方策が見つからないというのが現状です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

## ○2番 (田中二三輝君)

結局は原水。取水場等の改善というのが非常に難しいというのが、もうこの鞍手町が抱える水道事業の大きな問題点の一つというふうなお互いの共通の認識であるということが、今確認出来たんですけども、今町長がおっしゃるように水質の安全基準を守っているということが、最小限のことであって、ただ、先ほども申し上げますように、いろんな水道水に関して、例えば透明度も落ちた、それに伴ってやはり味だ、臭いだってというような、町民からの声っていうのは多くなってくるんじゃないかなって思います。

それも客観的にどうなっているというようなことではなく、やはり主観的なものもかなりのウエイトを占めているんじゃないかなと思いますけども、そういった声がある以上、何らかの努力をしないといけないと私は考えておりますので、それが、どういったことができるのかっていうのは非常に難しいことだと思います。

担当課の職員共々に、町長も今後も努力を続けるんだということだけはちょっと

確認したいなと思います。

町長いかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今ある施設の中で、最適解を見つけながら、どういう方法が良質な水道水になるかをこれからも検討していき探していきたいというふうに思います。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

町長が先ほどおっしゃいましたように、水源地の改善といったことの切り札的なものが、僕が以前、報告を受けた北九州からの水道水の供給になるんじゃないかなというふうに大きな期待をしているわけですが、執行部から説明を受けて、もうかなりの時間が経過しているなっていうふうにも実感しています。

現状等について、それから今後の展開も聞きたいと思いますので、まず現状から教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件につきましては、昨年の12月行政報告をさせていただきました。

現状としては令和5年3月に策定されました福岡県水道広域化推進プランに掲載された後は大きな進捗はございません。

今後の見通しとしましても、12月の行政報告で申しましたが、想定される施設整備の内容や実施に必要な条件の整備など、北九州市、中間市、鞍手町の3者で具体的な協議検討を進めていきたいというふうに思っております。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

現状からして、そういったなかなか難しい大きな問題が山積しているっていうのも分かるんだけど、この計画自身が頓挫しているわけじゃなくて、これは実現性があるんだというふうな認識でいいのか、それともその実現性もちょっと危ういんですよっていうようなレベルなのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

これも先ほど町長も申しましたけども、福岡県の水道広域化推進プランというのは広域連携のものが載っております。

一応、国県挙げて、これを推進していこうというものですので実現性はあると言えるかと思います。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

さてそうするとその実現できる時期というのを非常に聞きたいんだけど、今時点でどういうふうな見通しがあるのか。

具体的なものがあれば教えていただきたいし、希望的観測であれば、その旨もつけ加えてご発言をご回答いただきたいと思うが、これはどちらでしょうか。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長(神谷 徹君)

時期につきましては今のところ全く見えてないというのが現状でございます。

今後決めていくものが多々ございまして、水利権であったり、あと国の財政融資関係、そういったものが全く見えてきておりませんので、今後その辺が見えてきた段階で、ある程度時期が見えてくるのかなというところでございます。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうすると、今の答弁からいくと大きな工事等々管の大きさ、太さそれから管の老朽化等々を考えた場合には、大きな事業というか工事も必要だというふうな、たしか12月にそういうふうな報告を受けていました。

それから考えるとこの5年10年というスパンが必要になってくるのかなというふうに思うけども、5年以内の実現性はいかがですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

今、5年以内っていうのはなかなか難しい状況です。

といいますのが北九州は、今、行橋また苅田との広域連携を進めております。

当然ながら向こう側のほうは、油木ダムもよく湧水で取水制限を行っているという非常に厳しい状況がありますので、あちらを優先しているというようなこともありまして、こちらのほうの計画については先ほど課長が言いましたように、福岡県の水道広域推進プランの中には掲げてありますので、実現をしていこうというふうにはあるんですけども、5年以内というようなことはなかなか難しい状況です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

先ほど水源の改善、そして水道施設の機能等については最大限発揮させながら、その時期、タイミング等を見ながら適時、的確に活性化なりそういったものの入替えをしながら、水道事業に対する町民の信頼を維持もしくは改善していくんだというお気持ちで町長が答弁されてきたというふうに理解をしておりますが、北九州からのそういった目途が5年以上かかるっていうかなり長期的なものであるのであれば、これはもう私からの提案ですので、後日、検討していただければいいかな

とは思いますが、水道水を供給しているか水道水を利用している各家庭各世帯における浄水器の設置、この相談を受けた場合での補助金等を支出するとか、補助金を設けるとかいったようなことも必要になってくると思うので考えていただければいいと思います。

そういったことも提案をしておきますので、この水道事業に関しての、去年、そして今年といった水の透明度が落ちたとか、濁ったとかいうようなことに関しての最大限の努力、改善、これは今後も続けていっていただきながら、今申し上げた水、浄化、浄水器の設置等の補助金等の検討といったことも提案をさせていただきますので、あわせて検討をしていただきたいし、今後も、信頼回復に最大限の努力を期待して私の一般質問を終わります。

○議長（的野信之君）

以上で、田中二三輝議員の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

○事務局長（広瀬真一君）

10分間休憩します。

—— 休憩 14時30分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 14時40分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

8番議員、石井大輔議員の質問を許可します。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

通告に従い一般質問のほうを行っていきたいと思います。

当選後初めての質問ですが、これから鞍手町の基になるところを精一杯質問していきたいと思います。

それではまず一つ目にラーケーション、これを正しく言えば愛知県から始まった言い方かもしれませんが、ラーケーションとして質問させていただきたいと思えます。

本町のラーケーションに対する、認識をお答えいただけたらうれしいと思いま

す。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

ラーケーションは、学習を意味するラーニングと、休暇を意味するバケーションを組合せた造語で、児童生徒が保護者の休暇に合わせて平日に学校を休める制度で、休んだ日は校外自主学習活動という位置付けで欠席扱いとはせず、学びの要素があれば旅行やテーマパークなどにも出かけることが可能とされております。

愛知県の全 54 市町村のうち、名古屋市を除く 53 市町村や大分県の別府市で導入が予定されており、このうち愛知県の 11 市町村と、別府市が 9 月より実施している新しい制度との認識です。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8 番 (石井大輔君)

今、教育長のほうがお答えいただきましたように私も同じ認識でございます。

子供を持つ親からして、このラーケーションという文字を始めて見たときに興味を持ちました。

そして、このラーケーション、この鞍手町にとって導入をする計画があるかどうかというのを保護者の方々からも尋ねられることがありましたので、この場でお聞きします。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)

○教育長 (外園哲也君)

ラーケーションは、大人側の休みの分散によるワークライフバランスの向上や、産業の活性化が期待される一方で、経済的な格差など家庭の事情でラーケーションの休暇をとれる子と、とれない子とが出てくることや、年 3 日とはいえ授業に出ないことから学力保証の面でも懸念があります。

当教育委員会においては、現時点でのラーケーションの導入予定はなく、先行導入する自治体の課題や改善点を見極めながら方針を決定していきたいというふうに考えております。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8 番 (石井大輔君)

様々な県が、これから同じようにほかの県を見てそれから決めていこうという考え方を持つと思います。

しかしながら、やはり本当に平日に旅行に行くと人は少なく、料金も安く済むという様々なメリットもあります。

どういう導入を求める声これから強くなってくるか、それかもしくは勉強のほうを重視してほしいという声が大きくなるか分かりません。

ここ、町長にもお尋ねしたいと思います。

導入のことについてお考えを教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

先ほど教育長も答弁されましたし、質問者も言われましたように、私自身も9月から愛知県で子供の休み方改革としてラーケーションを名古屋市以外の53市町村や大分県の別府市で取り組むというのを、新聞報道で知ることになりました。

基本的には学校運営に関することでもあり、町としては教育委員会で協議決定された方針を見守りたいというふうに考えております。

私自身も、例えばディズニーランドへ行くにしても、その他のテーマパーク、または観光地その他いろいろ行くにしても、休みよりも平日のほうが質問者言われるとおり人も少ないですし、料金も安く行けるということで有効ではあるというふうには思いますが、やはり教育という立場から考えて、またはできる家庭と残念ながらできない家庭もあるかもしれません。

先ほど教育長が答弁したとおりのことでもありますので、これは慎重にやっぱり教育委員会の中でも検討されることというふうに思います。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

○8番（石井大輔君）

ありがとうございます。

ラーケーションを調べる中で、この令和3年に社会生活基本調査結果とあって、総務省のほうが発表しております、日本全体の土曜日の休みがどれくらいあるか、そしたら土曜日にお休みの方が大体43.4%、そして日曜日休みの方が28%と、土曜日に関しては日本人の約半分の方、そして日曜日に関しては4人に1人の方がお仕事をされているという状況でございます。

これを踏まえましても、なかなか子供と一緒に旅行に行けない、子供と家族の思い出をつくる時間がないということで、このラーケーションというのが、やっぱり学校休んでも欠席にならないという義務教育で学校に行かせる義務がある親としてみれば、休んでいいんですかということで本当にいいなと思う部分がたくさん感じられましたので、鞍手町としても是非ともいい部分がたくさん見えてきたときには、導入のほうを積極的に展開していただきたいと思います。

ありがとうございます。

それでは次の質問に移りたいと思います。

次の質問ですが、古月小学校近隣の町道に放置されたゴミについて質問したいと思います。

随分前から、この西川沿いにゴミがあると思うんですが、このゴミっていうのはいつから放置され始めたのか、お願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長（岡崎邦博君）

この件につきましては住民環境課長に答弁させます。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

記録によりますと、平成31年1月15日に近隣住民からの通報を受け現地を確認しております。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

それから数年たちますが、そのときに確認して以来、現在までに状況の変化はどのようにあったか、そしてまた地権者の方とはどのようにお話が出来ているのかお聞かせください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

当初は、外部から持ち込まれたものが町有地内に置かれていましたが、現在は持ち込まれたものも増え、土地所有者以外の者が不法投棄したものなどを含め町道にもあふれている状況です。

地権者の方とは、現地に本人がいるとの連絡を受けると、現地に向かって直接指導を行ったり、地権者に連絡をして現地の片づけをお願いしたりしていますが、なかなか環境が改善されない状況です。以上です。

（8番 石井大輔君、挙手して発言を求める）

○8番（石井大輔君）

今、担当課長が言われましたように、現在は町道の側溝の蓋の上をはみ出している状態です。

この道路、9月1日から小学校の保護者が送り迎えで毎日使っている道路でございます。

町のほうはどうしてゴミを片づけないんですかと、いう声も上がっております。

何としてでも、もともと離合できる道路なんですから、また離合できるようにしていただきたいと思います。

今後ですがこのゴミの処理、その私有地の部分はしっかりと話し合っていないといけない部分だと思うんですが、この町有地にあるゴミの処理に関しては、いつ頃までにどうするというような計画はあるのでしょうか。お願いいたします。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

いつまでにどのようにっていうところまではお答えしかねるんですけども、置かれた物の所有者に片づけをしてもらうことを原則とし、所有者に指導を行ってまいります。町道部分においては交通の妨げになっていたり、危険な状態になっている箇所については、町道管理の範囲に置いて対応したいと思っております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

ありがとうございます。

これから本当に運動会も始まることですので、ぜひとも町道におかれたゴミに関しては、早いうちに早期解決を目指していただきたいと思います。

ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

保育所等についてですが、古月保育所、そして鞍手あゆみ園、鞍手のぞみ園の現在の児童数、こちらを教えてくださいませんか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長(岡崎邦博君)**

この件については担当課長に答弁させます。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康こども課長(沼野葉子君)**

お答えいたします。

古月保育所の定員については、鞍手町保育所設置条例において定められており、令和5年9月1日現在、児童数は古月保育所が定員130名に対して129名、鞍手あゆみこども園が定員130名に対し123名、鞍手のぞみこども園が定員80名に対し59名となっております。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番(石井大輔君)**

ありがとうございます。

今の説明でありました内容でいきますと、もうほぼほぼ定員だということですが、今後も町立保育所に関しては1人で定員人数になるんですけど、この定員になった場合どのように対応になるのか教えてください。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康こども課長(沼野葉子君)**

お答えいたします。

平成10年、厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化について」より、市町村において待機児童解消等のため定員を超えて入所できるようにする、保育所定員の弾力化制度により、年度当初においては、おおむね認可定員の15%、



年度途中については 25% を乗じて得た員数の範囲内で、さらに年度後半は 25% を乗じて得た員数を超過して保育の実施をしても差し支えないとされ、いずれも児童福祉施設最低基準を満たしていることを条件として認められています。

この制度により、古月保育所が定員になった場合、現在は定員の 25% までは定員を超過して受け入れることが可能となっています。

また、町内の認定こども園と他施設と連携を図りながら、保育を希望する保護者が入所、入園できるように調整していきます。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8 番 (石井大輔君)**

ありがとうございます。

ただいま課長のほうから説明がありましたとおり 15% と 25% といえばかなり大きな人数と感じますが、定員以上に受入れた際に、教室または保育士の数など大丈夫なのか、その辺をお聞かせください。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康こども課長 (沼野葉子君)**

お答えいたします。

保育所の基準は、福岡県児童福祉施設の整備及び運営に関する条例第 44 条に設備の基準、職員、保育時間、保育の内容等が定められています。

設備及び基準の主なものとして、保育士 1 人当たりの受持ち児童数を定めた保育士の配置基準及び児童 1 人当たりの保育室の面積を定めた設備の基準があります。

古月保育所では、定員以上で受入れた場合、認可面積はゼロ、1 歳児は 35 名までと年齢によって受入れ人数の制限はありますが認可基準を満たしております。

保育士については、各年齢に応じた配置人数となっており、受け入れる児童の年齢によっては不足することになります。

その際には、配置基準を満たすように保育士の確保を行ってまいります。以上です。

(8 番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8 番 (石井大輔君)**

ありがとうございます。

それで今途中の 15% と 25% について質問したのですが、また新年度になったときに仮にこの定員人数を超過している場合っていうのは、待機児童という呼び方になるのでしょうか。よろしくお願いします。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康こども課長 (沼野葉子君)**

待機児童というのは希望する保育者がどこの保育園にも、保育所にも入れない状況を示しておりますので、定員内、現在のところは待機児童は出ないものと考えて

おります。以上です。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

全国的に、ここ5年間連続で待機児童というのが過去最少を毎年更新されているとのことです。

全国で、今現在、2,680名程度の待機児童まで減ってきていると聞いております。

この鞍手町でこれだけ定員数に達しているというのは本当に、人口増加を目指す私としては喜ばしい限りですが、これから本当にまだまだ増えていった場合どうするのか。

そこを町長お考えがあるのであれば、まだ今古月所保育所も統合して4年程度ですが、既に定員に達しているということですので町長のお考えをお願いいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長 (岡崎邦博君)**

町内の保育所の定員については、平成30年に策定された鞍手町立保育所統合に係る基本構想の中で年少人口の推計から入所見込数を算出し定員を算定しています。

保育所の定員については1園だけでなく町全体の児童数で考えていく必要があります。

引き続き、町内の他のこども園及び幼稚園との連携を図りながら、保育を希望する保護者が入所、入園できるように保育施設の確保を行っていきたいと思います。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

これだけこの鞍手町の保育所等の施設の定員が増えた理由というのは何か心当たりはございますか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長 (岡崎邦博君)**

昨今、鞍手町では質問者もご承知のとおりだと思いますが、町外から若いご夫婦が家を建てて鞍手町に引っ越してこられます。

特に西区や南区、北区等ですね。

また中山でもかなり新しい家を散見することがあります。

そういったことから、若いご夫婦が町内のほうに移住してきているっていう現状が、今の保育所、こども園の定数をかなり満たしてきているのではないかと、これは私の予想といいますか想像ですけれども思います。

(8番 石井大輔君、挙手して発言を求める)

**○8番 (石井大輔君)**

とてもすばらしいことだと思います。

この鞍手町に新しい家が建ち、新しい家族が増え、人口が増えていくこのような明るい鞍手町をずっと続けていくためにも、今後、この保育所、まずはこの保育所をはじめ、そして小学校、中学校と様々な教育に関わる部分を私たちでしっかり考えていきたいと思えます。

初めての質問でちょっとなかなか不慣れな点もありましたが、これで質問を終わりたいと思えます。

**○議長（的野信之君）**

以上で、石井大輔議員の質問を終了します。

次に、12番議員、西藤典子議員の質問を許可します。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

**○12番（西藤典子君）**

通告に従いまして、質問いたします。

まず、懸案となっております六田川関連の水害対策について質問いたします。

この件につきましては、何回も質問いたしまして、ずっと心待ちにしているわけですが、なかなか実現の運びにはならず、まだ見込みが立たないというようなご返事をいただきました。

調整地及び河川拡幅用地の地権者の同意が得られず難航しておりますというご返事でした。

しかしながら、今年もまた浸水が起こり、私の知り合いの方も前の道が浸水し、車が出られずに困ったというような声も聞いております。

鞍手町はそれほどでもなかったかもしれませんが、例えば英彦山など大変な被害が出たりもしております。

鞍手町におきましては、どのくらいの浸水の被害などがあったのでしょうか。

分かっておりましたら、お願いいたします。

（都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める）

**○都市整備課長（西生卓矢君）**

お答えいたします。

浸水の今回の梅雨前線豪雨に伴う大雨の被害ですが、町道に関しましては、6、7か所程度冠水いたしております。以上です。

（12番 西藤典子君、挙手して発言を求める）

**○12番（西藤典子君）**

この程度で済みましたことは喜ばしいと思えますが、先ほども申しましたけれども、英彦山におきましては線状降水帯の発生により、雨量が統計史上最多の記録を更新したと言われております。

犠牲者も出ております。

このような気候条件と言いますのは、これからいつどこで発生するか分からない

状況になっております。

そして、もし発生すれば大きな災害となり、多大な被害損失が生まれるわけであり  
ます。

今何か聞きますと、見通しが立たないということですが、見通しが立たないにしても、  
このような状況の中で何か最小限でも地元の方の不安を和らげるためと  
いいますか、浸水をさせないために何か早急な対策はとれないものであ  
ろうかと私は思っているわけですが、何かお考えはございませんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

質問者ご指摘のとおり計画案に基づく調整池、河道の拡幅用地交渉を行って  
おりますが、よい返事をいただけずに難航をしております。

このことから、現在、国土交通省遠賀川河川事務所と連携し用地等の諸問題を踏  
まえた上で、六田川の治水対策について、調査、解析及び新たな対策案を検討して  
いただいている状況です。

今後はこの結果に基づき、六田川治水対策について方向性を判断していきたいと  
考えております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

**○12番（西藤典子君）**

ぜひそのように運んでいただきたいと思っております。

地元の方が不便であり、非常に心配していらっしゃるわけですから、重大災害が  
起こったり犠牲者が出てからでは遅過ぎると思うんですね。

今、新しい工法とか資材なども出来ているかもしれませんが、ぜひ力を入れて  
取り組んでいただきますよう心からお願いいたします。

次の質問ですけれども、鞍手開発についてですが遅れに遅れておりました開発行  
為の変更許可が県からこの8月8日付で下りたそうです。

しかし、観るとまだ進展はないような感じがいたします。

開発期間中の防災対策の取組が、鞍手開発の間ではあるようですが、本年の対応  
はいつ頃なされたのでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長（岡崎邦博君）**

この件については担当課長に答弁させます。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

**○都市整備課長（西生卓矢君）**

当該開発の工事期間内における防災対策につきましては、工事中の雨水排水系  
統、沈砂池などを記した防災計画に基づき県の許可を受けております。

今年度につきましても、5月16日に職員2名と事業所にて1回協議を行っており

ます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ぜひこれが浸水の被害になることがないように対処していただきたいと思っております。

沈砂池を兼ねた仮の調整池とかいうことをお聞きしましたけれども、これはどこにあるのですか。

入り口からすぐ見える水が流れ込んでいる場所でございますか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

開発地のちょうど真ん中あたりになりますが、雨水を集めるため池のようなものが3か所ございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

工事は中断したままで山肌は剥げていっており気になるわけです。

今お聞きしましたけど、対策はしていると思いますけど、有効に機能していますか、確認したいと思います。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

ご質問の有効性についてですが、工事期間内に設置されておりますのは雨水を一時的に貯水することができるんですが、それはあくまで沈砂池でありまして、主に六田川に土砂の流入を防ぐことを目的としたもので、調整池のような水の流出量を調整するものではございません。

しかしながら、鞍手町といたしましても、今までどおり出来る限り六田川に負担がかからないように、そのような措置を講じていただくよう開発事業者に指導していきたいと思っております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

是非していただきたいと思います。

土砂が少しでも入るようなことがあったら、これが私につながるかね。それがございまして、今後ともそういうことで取り組んでいただきたいと思います。

向かい側の埋立て地の件もありますが、これもだんだん形が崩れていったりしていますので、こういったことも含めまして、浸水に関連するようなことにならないように、今後とも対応をお願いしたいと思います。

じゃ、次の質問に移らせていただきます。

次に、前回に続きまして自衛隊への名簿の提出につきまして、町長にお尋ねいた

します。

6月12日に6月議会で、この件について質問しましたが、その翌々日の6月14日に岐阜市の陸上自衛隊射撃場で18歳の自衛官候補生が小銃を発砲し隊員3人が死傷するという事件が起こりまして、日本中に衝撃を与えた訳でした。

私もこれを聞いたときに本当、しばらく震えがとまりませんでした。

町長は前回の質問に対し、令和3年度より町内の18歳、そして22歳になられる方の氏名、生年月日、性別、住所の4情報の名簿を本人に知らせることなく自衛隊に提供されているというお答えでございましたが、お尋ねしたいのは町民の個人情報の利用、提供につきまして、鞍手町の個人情報保護条例ではどう定められておりましたでしょうか、お尋ねいたします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この件については担当課長に答弁させます。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

鞍手町の個人情報の取扱いですが、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日より施行されたことに伴い、地方自治体の個人情報の取扱いに関しては同法の規定に基づき実施されることとなりました。

鞍手町におきましても、個人情報の取扱いについては個人情報の保護に関する法律に基づいて行われております。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

私がここで確認したいのは令和3、4年度については鞍手町の保護条例によっていたはずでございます。

これについてお尋ねしていきたいと思っております。

利用及び提供の制限という項目がありますね。

第8条実施機関は、その保有する個人情報について目的を超える利用、目的外利用または、実施機関以外の者に提供、外部提供をしてはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではないとこういうことで、1は個人の同意があるときとありますが、これはもちろん同意はなくてすよね。

お知らせになってなかったっていうことですから、同意はなかったと思います。

ちょっと2番は後回しにしまして、3番でございますが、個人の生命、身体、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときこの項目であります、あたることがございますかね。お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

先ほど鞍手町の個人情報の保護条例の中で、西藤議員のほうから次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではないという中で、1番本人の同意があるとき、2番法令等に定めがあるとき、西藤議員のご質問は、個人の生命、身体、生活または財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるときについてということでお尋ねなんですけど、西藤議員は法令等に定めがあるときという文章に関してなんですけども、この前で自衛隊法施行令第120条に基づく、保証対象者の個人情報の提供は個人情報保護法第69条第1項の法令に基づく場合に該当するとの見解が個人情報保護委員会より示されているところがございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

ちょっとほかの点には当てはまらないことを確認した上で、このことを問題にしようと思っていましたけども、こちらを先に挙げられますから、言いますけれども、この法令に定めがあるときというので、ちょっと今早口だったんですが、何と何を上げられましたかね。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

自衛隊法施行令第120条に基づく、募集対象者の個人情報の提供でございます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

これを本当は読み上げていただきたいけれども、ここに資料ございますので読み上げてみますとね、自衛隊法施行例第120条この内容はこうなっております。

「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し必要な報告または資料の提出を求めることができる」と書いてあるんですね。

何の個人情報を出せと書いてなくて、資料としかかってないんですよ。

だから、これがどうして個人情報の名簿になるのかお尋ねしたいんですけど。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

こちらに関しては、町の見解というところは国の個人情報保護委員会の中での見解でございます。当然、国の見解に応じて町のほうも対応している状況でございます。

ます。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

その点をちょっと私は資料に即して調べてまいりました。

そういうことで今日は最後にじっくりお話ししたいと思っておりましたけれども、自衛隊法施行例120条の前には114条からずっと119条まであるんですよ。

この114条から119条の中身ですが、どんな内容になっているか教えてください。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えします。

申し訳ございません。

ただいま手元に資料を持っておらずお答え出来ません。

また改めて、回答させていただきたいと思います。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

これ調べてきましたらね。

114条から119条には募集事務、募集期間、試験会場の告示、受験票の交付とかいうのがずっと続いて120条になっているわけですよ。

そしてこの120条では都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができると書いてあるんです。

ですから、ここは当たり前に読めば、それらの114条から119条に関わる資料と読まなきゃいけないんですよ。

ところが、今、政権は個人情報を出していいんだというふうにこじつけていらっしやると私は思いますね。

もっと確かな証拠があるんですよ。

というのが、自衛隊法について、一つ資料があるんですが、逐条解説というのがありまして、1974年の自由国民社で刊行されました防衛法という書物がございまして、それによればこの120条についてこう説明しております。

募集事務が、スムーズに遂行されるよう内閣総理大臣、現在はもう、これは防衛大臣に変わっているんですけど、当時はまだ内閣総理大臣になっておりました。

防衛大臣は、都道府県知事及び市町村長に対して、募集に対する一般の反応、応募者数の大体的見通し、年齢層の概数などに関する報告及び県政統計等の資料の提出を求め、地方の実情に即して、募集が円滑に行われるかどうかを判断するための規定と。

なぜそれが、個人情報を出すことの根拠になったかということですね、これも調べ



てみました。

この通知が生まれた経緯は2020年の末でございます。

当時の菅内閣のときでしたが、この内閣が自衛隊員の募集に関し必要な資料の提出について、市町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することは可能であると、自分達でお決めになって、地方自治体へ通知する旨を閣議決定されているんですよ。

これが今、個人情報各市町村に有無を言わず出させる法的根拠になっているんですよ。

もう閣議決定って最近もね、何ら国会で審議することもなく一方的に閣議決定がどんどん出ていますよね。

そして、いろいろなものがなし崩しになっている状況があります。

これもその1例なんです。

だから、今おっしゃっていることは、なにも個人情報を強制的に出させる根拠にはならないんですけども、一応ですね鞍手町の令和3年4年につきましては、鞍手町の個人情報、その規定によらないといけないわけですから確認しますと、その中にあります本人の同意がないですよ。

それで、法令に定めがあるってありますけどこれも根拠は間違っております。

そして3番目の個人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないから個人情報を出した、あてはまりませんね。

4番目、前3号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聞いて実施機関が特に公益上の必要があると認めるとき、これも当てはまりませんよね。

だいいち審査会の意見は聞いていらっしやらないと思いますよ。

この4項が、提供する個人情報を自衛隊に提供する根拠になった内容だと思いますか。

それからさらにですね、2番目があります。

大きな2番目これ実施期間は、前項の第1号、第2号ってのは本人の同意と、法令に定めがあるときですね。

それから第4号、審査会の意見を聞いて決定されたというところですね。

これにより、目的外利用または無害提供するときは規則で定めるところにより、これを広くしななければならないと書いてありますが、情報提供してありますけれども記録がありますか、お尋ねいたします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

#### ○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

記録が残っているかどうかというところですが、自衛隊に提出される際には、行政のほうにもその副本を保存する必要があるので、そちらのほうは記録を残して

おりました。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

次に大きな3がありますね。

実施機関は、個人情報を外提供する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ審査会の意見を聞いて、当該情報の提供を受ける者に対しその利用の目的、もしくは方法の制限、その他必要な制限を付し、またはその漏洩の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする、これはございますかね。なされたんですかね、お尋ねします。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

審査会は、実施しておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

最後がね、1番大事なんですよ。

実施機関は、第1項第3号または第4号、個人のやむを得ないというところと、公益上の必要があると思われるときですが、そして第1項の3号または4号の規定により目的外利用または外部提供した、これはもう全部そうなんですよ。

本当は、個人情報は外部提供、目的外利用したりしてはいけないんだけど、いろんな理由があるからやむを得ると、だから、もし法令の定めがあるときが生きていたりしましても問題があるのはこの部分です。

実施機関は、規定により目的外利用または外部提供をしたときは、速やかにその事実を本人に通知しなければならないと、こう書いてあるんですよ。

ただし、あらかじめ審査会の意見を聞いて、実施機関がこれを必要と認めるときはこの限りではないですけども、聞いてないということですから、これをされましたか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

○住民環境課長(大村俊夫君)

お答えいたします。

本人に通知はしておりません。

さらに申しますと、第1項第1号、3号、4号の規定に該当する場合っていうことですので、こちらの審査会も開催しておりませんし通知もしておりません。以上です。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

これがね、1項の3号または4号と限定してあるのは、ほかのところはもうそれだけで十分だからってということだと思っんですけどね。

これは第1項の第3号または4号、こういったことは個人情報の管理を求める、ちょっとこれが括弧の1の本人の同意を得たときはもう、本人が知っているんですよ、自分が申出たんですから必要ありませんよね。

それから2番目の法令に定めがあるとき、これは法令が9個あるからということで、はっきりした本人が認めたものでない限り、速やかにその事実を本人に通知しなければならないと書いてあるんだけど、今回、鞍手町においては少なくとも令和3、4年についてはお知らせされてない。

令和5年、また条例の内容が変わったということでございますけれども、それにしましても、これ令和5年につきましても法令等に定めがあるときのこの法令の定めは個人情報を提供してもよろしいという意味ではないということがね、私は確認したいと思っておりますが、お調べになっていただければね、これは法令違反なんですよね。

やっちゃいけないことやっていることになります。

やっぱり是非、やめていただきたいなと思っております。

町長いかがでございましょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長(岡崎邦博君)

質問者から法令等についてのご質問がありました。

そのことについては詳細なご質問でもありますので、今後検討していきたいと思っております。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

この件についてさらに付則しますとね、こういうことなんです。

例えば、福岡県の筑後市っていうのがありますよね。

この例をちょっと申し上げますと、この筑後市におきましては、2011年から市長の判断で行政審査会への諮問や本人の承諾なしに自衛隊への適齢者名簿の提供が行われていましたが、市民からの告発が契機となり、2021年に名簿提供を取りやめました。

その際に、行政審査会が示した意見、これは平成21年6月1日付けでございますが、名簿の提出は単に自衛隊に対して便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官と募集事務を遂行出来なくなるような特段の事情も見受けられない。

本来、地方公共団体は個人情報を慎重に取扱い、個人の権利利益を保護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊に提供することは妥当とは言えないと、このように表明されております。

また、ごく近くの直方市の例でございますが、直方市では提供しているみたいで  
すとか言ってびっくりしたが、確認しました。

直方市は、自衛隊への名簿の提供を行っておりません。

さらに住民基本台帳というのは2006年の改定に伴い、個人情報保護に留意して、  
記載の情報を原則非公開としているものですよね。

それをわざわざ自衛隊に出しているわけですけど、もともと住民基本台帳とい  
うのは、記載の情報を原則非公開としているもの。

だから直方市はどうしたかといいますと。

この住民基本台帳の閲覧の個人情報を守るために、この件について事前に本人か  
らの除外修正を何月何日から何月何日まで出してくださいよと言って受け付けてい  
る。

私はそれが本当だと思いますね。

だって個人情報っていうのはそういうものなんです。

是非、町長もお考え直しいただきたいと思っております。

時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

統合小学校における学校給食についてでございますが、実は近隣の学校の給食の  
パンから残留農薬が検査でごく僅かですけどね、そういう例がありましたので、ち  
よっと心配になりまして、この給食のことに改めて関心を持ちました。

せっかく統合した新しい学校ができるんですから、給食を本当に子供たちの栄養  
にもなり学びの力にもなり、そしておいしくて楽しいそういったものにまだ5年ぐ  
らいありますか。

具体的な計画はなくてね、実現していただきたいなと思ってちょっと質問いたし  
ました。

安心安全なパンを是非、もし機会があれば検査をしてもらいたいと思います。

それから、おいしい米飯ということを書いておりますけどね、もうこの間議会の  
最初の日に資料いただきましたね。

これ見ましたら、自校炊飯、給食調理場を新しくつくって、自校で炊飯をする  
と、以前ご飯がおいしくないという意見があるってこと言って質問したんですけ  
ど、ちゃんと今度は自校炊飯ですね。

そして食育の推進、給食指導の充実、そして児童が調理過程を見学できる構造の  
調理場にすると、そういうことで非常にすばらしい取組がされている非常にうれし  
く思います。

生産農家、ここ農業地帯でございますから、生産農家や農協との連携を図ってい  
ただきまして、地場の野菜を使っていただく、郷土食も取り入れていただくとい  
うような取組がなされないものだろうかということが、お尋ねでございます。

(教育長 外園哲也君、挙手して発言を求める)





ることは認識をしており、付近の方々には大変ご迷惑をおかけしております。

要因といたしましては地形的に冠水箇所が低いこと、また道路を交差する藺牟田水路の放流先が六田川となっていることから、六田川の水位上昇時には流れが悪くなり冠水する要因の一つとなっております。

先ほど申し上げましたとおり、六田川の整備につきましては難航していることから抜本的な対策とはならないかもしれませんが、冠水付近の調査を実施し何らかの被害軽減策を検討したいというふうを考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

恐らく六田川が改修したとしても、あそこはもう大雨のたびに浸かるんですよ。

というのも藺牟田水路が、先ほど町長言われましたけど新川の下をくぐって、サイホン方式で六田川に流していくという状況ですので、ただその浸かった時でも、新川はまだ余裕がある状況がよく見られます。

それをサイホン方式もしながら、例えば上積みは新川に流すとか、そうすれば浸水も恐らく最小限になるのではないだろうかというふうにも考えるわけですけどもその点についてはどうですか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

#### ○都市整備課長 (西生卓矢君)

お答えいたします。

詳しく現地の高さなどレベルを当たってみないと何とも言えないところはありますが、道路冠水時に一時的に新川に現在小さいパイプで少し放流している箇所がございます。

その下のパイプを大きくするなど、冠水時の水位の軽減、冠水時間の短縮、そういったものが図れるんじゃないかと今思っておりますので、効果がちょっと定かではありませんが、水位の軽減、冠水時間の短縮などが考えられます。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

今、課長言われたことについては確か以前も同じことを言われていたと思いますよ。

例えばポンプでそういう時は流すとか、普通考えられるんじゃないだろうか。

何らかの対策してくださいよっていうけども、先ほど課長はパイプの径を大きくするとかいうふうにたしか前回聞いたときも話されたと思うんですよ。

だけど全然、改善されてないから。

この点についてはどういうふうになっているんでしょうか。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

#### ○都市整備課長 (西生卓矢君)

先ほど町長が申されましたように平成 29 年度にも、その部分のパイプの径を大きくするというご回答のほうはしているんですが、その後、そのパイプが使われた経緯っていうのがございませんので、今回から、改めて現地の調査をして、そのパイプ自体を大きくすれば、冠水することは防げないかもしれないが、冠水時間の軽減、浸かる水位、そこらの軽減を図れるんじゃないかと思っておりますので、現地の調査等をして検討していきたいと思っております。以上です。

(4 番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4 番 (宇田川 亮君)

これももう毎年、毎回毎回のことですので大雨が降るたび、自治会の役員がすぐ夜中でも何でも見に行き、冠水したらすぐコーンを置いてね、車が通れないようにするということも今やっているんですよ。

でも、雨が降るたびに対策をしないといけない。

もう昼間は仕事に行っていますから、そのときは役場なり消防なりに頼んでお願いするとかいうことはしていますけども、早急に対策について工事していただきたいというふうに思います。

町長どうですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

あそこが、よく浸かっているのも私も承知はしておりますし、もう何度も引き返したこともあります。

調査をして早急に対策を考えたいというふうに思います。

(4 番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4 番 (宇田川 亮君)

是非よろしくお願いします。

次に行きます。

物価高騰対策についてですが、高騰対策についても一部ですけども歯止めがききません。

燃料や材料費、生活費に至るまで大幅な値上げが相次ぎ、これに見合う賃金の引上げはなく、年金や生活保護費などは実質引下げとなっています。

そこでまず、労働単価や材料費等も引上げになっているかと思いますが、予定価格等の増額はされているのか、工事費、公共工事についてね、公共工事費の推移について、どうなっているのか教えてください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この件については担当課長に答弁させます。

(管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める)



○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。

公共事業費の推移ということでお尋ねがありましたので公共工事や、事業性質の業務委託につきましては、予算に応じて年度ごとに採択する本数や内容が変わるため、事業費の推移を比較するという事は、ちょっと難しい状況がございます。以上です。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

労働単価とか、材料費とかも上がっていると思いますが、全体的に見ても公共事業費自体は上がっているんじゃないかというふうに思うわけですよ。

それと毎年同じような、例えば草刈りとか同じ箇所と同じようなことしてはいますが、それを、物価は上がっているけどその事業単価を抑えたりとかいうことしたらその事業者等はもうやっていけないようになっていくわけですよ。

その辺どういうふうになっていますか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

お答えいたします。

公共事業には設計というものを必ず行います。

その設計につきましては、最新の労務単価等を根拠に算出をしておりますので、昨今の物価動向を反映した予定価格になっているものと認識をしております。以上でございます。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

それぞれの課における例えば修繕費だとかいうところは、予算では出てはいますけれども、もう労働単価とか材料費とか上がれば、修繕費とかも毎年上がっていかないといけないわけですよ。

予算的に、去年と一緒にとかいう話にはならないと思いますが、今後どういうふうにしようと考えられていますか。

（町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める）

○町長（岡崎邦博君）

当然ながら単価は毎年変更をしておりますが、予算の範囲内で修繕、または改修等もしていかないといけないというのがありますので、当然単価等が上がれば修繕箇所が少なくなるというようなことも現実的になっております。

（4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川 亮君）

だからその分を、最初の予算も少し労働単価の高騰に当てはまったような予算に

していく必要があるんじゃないだろうかというふうに思うわけですが、もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほど課長が答弁したとおり、最新の労務単価等を根拠に算出しをしておりますので、それについては対応出来ているというふうに思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

次行きます。

町が出している補助金。いろんなところに補助金等も出していると思いますが、これについてもそこそこの補助金をもらっているところがどうしていかってというのはありますけども、やっぱりこの物価高騰に当たって、補助金もなかなか少ないなというところもあるんじゃないだろうかというふうに思うわけです。

それとともに給付事業、特に介護用品の給付なんですけれども、例えばオムツだとか、尿パックだとか、いろんなものを月に上限6,000円分給付していますよね。

個人に現物給付していますけれども、町では年間通したその単価というのを業者と契約結んでやっているんでしょうけれども、これもどんどんどんどん上がっていくんじゃないだろうか、とすれば今までは例えば20日分をもらった6,000円の中で20日分あったのが、これ15日分ぐらいしかありませんよと。

だから残りは自分で買わないといけない。

それもまた物価の上昇した部分を買わないといけない、これどうかならないだろうかっていうことで、何人か町民のそういう対象者の方からも不安を訴えられました。

特に介護用品等の現物給付等については、上限を少し上げるべきじゃないだろうか。

物価の上昇に応じて、月6,000円じゃなくもう少し上げて、しっかりとした補助をやるということをするべきじゃないだろうかというふうに思いますけども、答弁を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

介護用品、特にオムツの給付については、住民の方から喜ばれているというようなことは聞いたことがあります。

他市町にはこういった事業がないところもあるということも聞いたことがあります。

しかしながら、先ほど議員が言われるとおりの資材の高騰等で品物そのものが上がっているという現状があるように聞いています。

これ確認は私自身が確認をしておりませんので分かりません。

ただ全ては予算の範囲内で行っていくということが原則でもありますので、新年度予算の編成時には、そういう議員がご指摘の件も考慮に入れて考えていきたいというふうに思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

ちょっとよく分かりませんでしたけど、上限を上げるということも含めて検討するということですか。もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

先ほども言いましたように予算の範囲内で全ての事業は考えていくということでもありますので、この介護用品の給付についても検討していくということですよ。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

先ほども言いましたけれども、賃金については今上げようというような機運にはなっていますよ。

県の最低賃金も、また10月に幾らか上がるでしょうけれども、ただし年金とか、生活保護等については全然上がる見込みもないわけで、本当は物価に応じて受給も上がらないといけないんですけども、それに見合ったような値上げにもならないというような状況でね、せっかく今鞍手町がいい取組やっているので、先ほど町長言われたように、介護用品の現物支給については、本当に喜ばれているところですけども、もう今それでも生活しているんですよ。

だから、それも含めて是非前向きな検討をお願いします。

次、最後物価高騰のところで、政府も物価高騰対策を今検討していくというようなことですが、町長としても町民生活を守るための対策、物価高騰に対する対策っていうのは何か考えてあるんでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

これまでも新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の全額を利用して、住民税非課税世帯に対する臨時特別交付金を初め水道料金の基本料を減免、利用する費用や学校給食の食材費高騰分の補助、物価高騰対策に関連する7事業を予算化し関連事業総額の1億6,163万2,000円を盛り込んだ補正予算を編成し対応しているところです。

今後の物価高騰対策の増額追加等については、国の経済対策等の動向を注視しながら、追加の財政措置がなされた場合は速やかな対策を講じたいと考えております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

独自ではお金出さないということですね。

そうでしょ。国からのあれがない限りは出来ないということですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

主な財源は国からの臨時交付金となっておりますが、これが全てではありませんで予算案を見ていただければ分かるように財政調整基金からも充当しております。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

いや、前回の臨時創生交付金。

これにプラスして、町からも単費で出しているのは私知っています。

だけでも、まだまだ物価の高騰がとまらないと。

そういうところで独自の、何か考えてあるのでしょうかということ聞いています。

独自予算でも、例えば水道料金は今5か月間無料に、8月請求分からですかねなっていますけども、もうちょっと延長するとか、何か考えてあるのでしょうか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

今のところは国の経済対策等の動向を注視しながらということで、追加の財政措置がなされた場合にはその内容を踏まえて、速やかに対応していきたいということです。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

ぜひ、町民生活をしっかりと守ってください。

最後に自治会加入についてお尋ねします。

現在の自治会加入率はどうなっているのかその推移についてお答えください。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

この件については、担当課長に答弁させます。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えをいたします。

基準月を、12月といたしまして平成28年と令和4年の比較になりますが、平成28年12月末の加入率につきましては56.82%、対しまして令和4年12月末の加入率は46.36%となっており、6年間で10.46ポイント減少しております。

世帯数でいきますと、811世帯が減少しているということになります。以上でございます。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

どんどんどんどん減っていても今でも半数以下という形になってきてるわけですが、もうこの加入率の低下の原因はどういうふうと考えてあるのか、そしてその加入率向上に向けた新たな対策について何か考えてないのか、これについて答弁をお願いします。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

#### ○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えをいたします。

まず現在の本町の自治会の加入率を見ますと、50%を下回っておるなど、地域コミュニティの希薄化が顕著となっております。

この要因といたしましては、社会動態、自然動態の減、それから加入者の高齢化による脱退、それから若い世帯の自治会に対する関心の低さが主な要因というふうに考えております。

今現状の加入率の向上の取組といたしましては、広報誌への啓発記事の掲載、それから啓発チラシの全戸配布、そして役場の窓口では転入者に対する啓発のチラシ配布などを行っております。

今後も新たな追加の対策ということでございますが、現状の加入率向上につながる追加の対策は検討出来ておりませんが、他団体の情報収集を行うなど実効性の高い対策を実践できるように努めていきたいとそうように考えております。以上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

加入率低下については若い世帯もなかなか入ったらもう役員させられるとか、いうことも出てきていますよ。だからもう自治会に入りませんかという方もたくさんおられると思います。

いろんな原因があると思いますけどね。

ただ加入率向上については、ただ啓発の文書つくるだけじゃね。

ちょっと弱いんですよやっぱり。

もうそれだけで、やっぱり入りましようとかいう、ことになかなかなりにくい、何かやっぱり自治会に入ったら、メリットがあるようなこともちょっと、それを町が支援するとかいうことも何かちょっと考えていかないといけないというふうに思うんですけど、私もこうしたらいいですよっていうのはなかなか明確な答え持ちませんが、これについても早急に、やっぱりいつも気にかけて対策を練っていくと

いうことをやっていただきたいと思えますけども、それについてはどうですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

この点については先ほどもちょっと触れましたけどもなかなか難しい問題です。

特に自治会っていうのはやっぱり自主的に運営する任意の団体でもあります。

当然、町としても、それを支援するというところで、例えば転入者については自治会に入りましょうとか、先ほど言いましたようなパンフレットだとか、そういったことであるべく入っていただければというふうに思うんですが、先ほど質問者も言いましたように、なかなか自治会に入ることでメリットを感じないというようなことで、メリットデメリットを自治会に入るか入らないかの一つの目安にしているという方達もあるように聞いております。

そうしますと、先ほども質問者が言いましたように、例えば役員にならないといけないとか、出事があるとか、そもそも自治会の経費を払わないといけないとか、結局入ることでのデメリットがメリット等を感じることも多いっていうように、一般的感じられているように思います。

そういった意味で先ほど質問者が言いましたように、どうメリットを感じるような自治会にしていくかっていうことに尽きるかなと思うんですが、これがなかなか先ほど言いました答えが見つげづらいと。

私自身もどうしたらいいのか。

ただ行政が財政的な支援をすればいいのかというようなことでもないというようなことはですね、いろいろな講演を聞く中では話としては出てきます。

やはり最終的には、それぞれの自治会の中で話をしていくとか、要するにその今ある自治会で課題となっているものは何なのか、その課題をどうやってみんなで解決していくか、そういったもう自分のこととして考えられるものについて、皆さんで話し合いながらどうやって解決していこうかっていうのが一つの自治会の在り方だというようなことも、聞いたことがあります。

実際にそれが実現するためにはかなりのエネルギーとそれが要するに気付いた人、やっぱり人的なものが必要にもなってきます。

そういったことからしても、なかなか一長一短に加入率の減少を食い止める、または増加に向ける、向けていくというようなことはもう難しいなというふうに今、私自身は考えてはおりますけども、何とかしなければいけないっていうのも事実です。

やはり皆さんと、皆さんというのも行政の内部でもそうですし、議員の皆さんそして住民の皆さんが一体となって、これを自分のこととして、町の課題っていうよりも自分の生活の課題として考えていただいて解決に向けていくような方策を探るべきかなというふうに思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

なんか半分他人事のように聞こえるんですけども、ただ町の職員もですよ自治会に入っていない方も確かおられると思いますし、それがね、議員なり、そこが自分のこととして、まず足元固めないといけないと思うんですよ。

それでメリットじゃなくて、そこで話し合っって、いろんなことをやってって言いますけども。それに対してね、町がしっかりと支援していただきっていうことを言っている。やっているところとやってないところあると思うんですよ。

もうやれませんか。

もう本当みんな高齢化してね、80何歳ばかりの役員で、今から祭りやりますよとか、溝掃除しますよとか、もう出来ないような状況なので、自治会として何かなりたくないようなところもありますけど。

回覧版だけ配っているというところもたしかあると思うんですけども、そこを何とかちょっとしないと町の活性化にもつながらないと思うんですよ。

自治会の加入率を上げることで町の活性化もやっていくということも同時に、これはもうお互いに、一緒に考えていかないといけない部分でありますけども、課題ではあります。

そういった中、今未加入者がもう半数以上未加入ということになってますけれども、今自治会だけに頼らない情報発信、町長も以前言われてあったと思いますけども、例えば回覧版も半分以下に、加入率が半分以下になれば回覧版も半分にもそれ届かないわけですよ。

今、広報誌もそうですしいろんなことを、例えば敬老会、敬老の日にお金配った弁当配ったりとかいうことを、自治会に入っていない人にはもう行かないし、町に直接請求して1,000円弁当もらい来てくださいよというような、あんな案内がきたりとかね。

今本当ちょっと自治会がもう、加入率が低下したことによって何も活性化しないように見受けられてしょうがない。

特にその情報発信の問題で、自治会に頼らない情報発信も逆に未加入者も、やっぱり町民なんですから、しっかりと町の情報というのは知っていただかないといけない。

もし、ぜひ町の活動にも参加していただくというような、そのための情報発信についても、自治会だけに頼らない情報発信と周知についてどういうふうにしてこうというふうを考えてあるのか、お答えをいただきたいと思います。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長 (岡崎邦博君)

情報発信については、広報誌のほか様々な行政情報が含まれていると思います

が、情報量の多い広報誌については、昨年6月定例会の一般質問におきまして、私が答弁したとおり住民の方の目のとまりやすく、手にとりやすい公共施設や病院、コンビニエンスストアなど計29か所に配架をしております。

またパソコンやスマートフォンタブレット端末を活用してホームページでも閲覧可能となっております。

また広報誌に限らず、文書配布業務につきましては、自治会の加入者世帯への配布や自治会役員の負担軽減を目的に、業者委託による全戸配布等を検討しておりますが、いまだ実施には至っておりません。

特に、情報発信につきましても、今答弁をしたとおりなんですけど、このほかにどういう方法があるかなということもいろいろと私自身は考えておりますけど、なかなかこれ自体の答え出にくいところがありますし同時に、やはり町民にこちらとしては情報を届けたいっていう思いはあるんですけど、一つはどこにでも、今言いましたように、例えば広報誌に限って言えば、どこにでも手に届くところに、情報、広報誌として置いているんですけども、なかなか手にとらない方も中にはいらっしゃるということもあったりするように聞いています。

それで、受け取る側が本当にどういう情報が必要で、どういう手段によれば、その情報が手に届くかっていうことを考えるとこれがなかなか難しいところがあるんですね。

そういったことで、今取りうる情報について情報発信については、先ほど答弁したとおりです。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番 (宇田川 亮君)

民間の活力使った、例えば広報、全戸配布等も考えてあるけどいまだにそれは出来てない状況とか言われていますけれども、公共施設に置いとって、例えばもう自治会やめてもう年にとって何も出来んから、もうお金もないし自治会やめますよということで、外に出て行けない方もたくさん今いるんですよ。

その方たちに、どっか公共施設に置いてありますから取って行ってくださいっゅうてもそれはもう無理です。

そこをどうするかだろうと思うんですよ。

本人の知りたい情報は何かを調べるよりも、何を届けたいかだと思うんですよ。

そうしないと本人の知りたいことだけを情報提供しますっていう形には絶対ならないと思うんですよ。

ですから、先ほど全戸配布の件も町長言われましたけども、その点についてはね、やっぱり全町民に何らかの周知できるような方法はね、やっぱり全戸配布も含めてですよ。自治会だけに頼らないで、そこはやっぱりぜひ考えていただきたいと思います。



もう一度お願いします。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

先ほどの自治会の加入にも関係するんですが、若い方が加入しないだけでなく、高齢者の方も、今質問者が言われたように、自治会を今まで入っていたんだけども抜けるというような状況があるように聞いています。

それはやはり自治会に対して、もう何もお手伝いが出来ないからとか、自分がやはり体がなかなか動かない、不自由になったとかというようなことで自治会から抜けるというようなこともお聞きをしております。

本来ならば、実は高齢になって人の手を借りないと、やはり日常の生活に困っているような方ほど、実は自治会に入っていたきたいというのが私の正直なところですが、そのところをやはり自治会として、お話をしていただければ、独居の方とか、独居の高齢者の方とか、特に自治会に入っただくことが、見守りにつながったり、情報提供につながったり、日常の生活の手助けであったり、そういったことも入っているがうえにできることもあるというふうに思います。

ただ情報の提供については、最終的にはどういう方法が最善なのかというのは、今も検討しておりますし、今後も検討していく課題とはなりますが、全戸配布っていう、これは広報誌に限ったことになるというだけじゃなくて、いろいろなことの、例えば回覧版になっているものをどうするかとかと同時に全戸配布することで、むしろ自治会の弱体化につながるんじゃないか、加入から要するに、加入していた人が抜けても、情報を提供していただけるというようなことも聞いております。

そういったことで、先ほど言いました自治会のむしろ全戸配布することが弱体化につながるのではないかなというようなお話もありますので、そういったことを考えれば、やはり慎重に議論することでもあります。

そして今町としましては、区長を対象として自治会運営に関するアンケート調査を実施して、直接自治会の声をお聞きするよう準備をしております。

その結果、今後行政サービスの時間、デジタル化への移行等を踏まえて、どのような情報発信がいいか慎重に判断をして取り組んでいきたいというふうに思います。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川 亮君)

広報等を自治会に入っていないから、やらなくていいという話にはならないと思うんですよ。

それは自治会に入っているメリットでもないわけですよ。

自治会入っているから広報がもらえとかでもないわけですよ。

広報は町が発信するものですから、それはもう町民全体、町民であればみんな受け取れる権利があるわけですから、そこはちょっとメリットとデメリット等には一緒にはしてほしくないというふうに思います。

そしてちょっと今の点にも関わるんですけども、未加入者もう最後行きますけど、年2回清掃デイやっていますよね。

町内の一斉清掃デイがありますけども春と秋に、これは環境美化と町民の意識向上にはもう必要だろうというふうに私も思います。

しかし、今現在も自治会任せになっているんですよ。

その地域は何々区がそのゴミ拾いやって、泉水の最終処分場まで持ってきてくださいよという形だけなんですよ。

でも、今の加入率から言いますと、加入されている方全員が参加したとしても半分以下ですよ、最初からこれはちょっとどうか、町内の一斉町民の意識向上と町内の環境美化ということから言えばね、これは自治会任せにするべきでもないんじゃないだろうかというふうに思うわけですけども、今後、情報発信したらそれでみんなゴミ集めするのかといたら、違うんですよ。

自治会が今日は一斉清掃デイですって放送します。

何時までにゴミを拾っても、どこどこに持ってきてくださいって言いますが、これ自治会に入っていない人は、私らも自治会入っていないからゴミ拾いしないでいいんだというふうに逆の発想を持っている方たくさん出てくると思うんですよ。

ここをどうするかってということもちょっと今から考えていかないといけない。

こんなこれだけ自治会がもう半数以下になってくれば、この点についてはどういうふうに考えますか。

(住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める)

#### ○住民環境課長（大村俊夫君）

お答えいたします。

年2回の清掃デイに関してですが、清掃デイの当日、役場職員は収集されたゴミが集積されるくらしクリーンセンター及び泉水最終処分場に張りついており、地域の状況については、確認が出来ておりません。

ただし、区長から自治会未加入者を含め、参加者が少ないとの意見をいただいているところでございます。

現在、鞍手町では鞍手町衛生連合会と共同である秋の清掃デイについて、広報等で周知するとともに、国においては清掃デイ実施のチラシを自治会に加入者のお宅にも配付しているとお聞きしております。

その状況において自治会の加入者、未加入者を問わず、清掃デイの参加が少ないということで、今後は衛生連合会とも連携を図りながら、清掃デイの開催について、より周知するとともに清掃デイの参加を促していきたいと思っております。以

上です。

(4番 宇田川 亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川 亮君)

それは最終処分場に職員が詰めているから、町内の把握出来てないと言いますけども、最初からね、もう自治会の方になっているわけです。

今、自治会にこの日に一斉清掃デイあります案内して、回覧回して、役員が協議して何時にどうしましょうとかいう話をしてやるわけじゃないですか。

だから、未加入者に対しては、全くそういうのがないわけで自治会の方お願いしますよって形になっているわけですよ。だからこれがまず第一歩でおかしいわけですよ。

自治会だけをお願いして、町内一斉清掃デイをやるのかって言ったら、それは違うと思うんですよ。

全員の意識向上と環境美化が目的ですから、その最初の出だしをね今間違えているというふうに思いますよ。

この辺の考え方も、ぜひちょっと改めてもらって、やり方もやっぱり、それは、配布したら出てくるかっていうことじゃないかもしれないけども、例えば自治会が主導で、ここに集めて何時に集めてくださいとかじゃなくても、町民の方はみんなゴミ拾ってここに集めてくださいとかね、あとは自治会の方持ってきますよ、なり何かちょっと全体への声かけっていいですかね、そこをやっぱりやらないと、自治会だけお願いします、それはもう最初から間違っているじゃないですか、そこを是非、見直して考え直していただいて、なかなかうまくいかない部分あるかと思えますけどね。

こういうことも今、これだけ自治会の加入率が低下したら、もうそれはちょっと、やり方も全部ちょっと見直していかないといけないというふうに思いますので、まだまだたくさん、この弊害というのが出てくると思いますが、ぜひ考えていただきたい。

その辺ね。

今すぐ思う。

答弁要りませんが、私も一緒に考えていきたいというふうに思います。これで終わります。

○議長 (的野信之君)

以上で、宇田川亮議員の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際、休会についてお諮りします。

明日12日を休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって明日 12 日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 閉会 16時21分 ——

| 令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号） |                   |       |          |          |      |          |
|--------------------------|-------------------|-------|----------|----------|------|----------|
| 招集場所                     | 鞍手町役場議事堂          |       |          |          |      |          |
| 開閉会<br>日時及び宣告            | 開 会 開 議           |       |          | 議 長      |      |          |
|                          | 令和5年9月13日 午後1時00分 |       |          | 的野信之     |      |          |
|                          | 閉 会 開 議           |       |          | 議 長      |      |          |
|                          | 令和5年9月13日 午後2時02分 |       |          | 的野信之     |      |          |
| 出席及び<br>欠席議員             | 議席<br>番号          | 氏 名   | 出欠<br>の別 | 議席<br>番号 | 氏 名  | 出欠<br>の別 |
|                          | 1                 | 許斐英幸  | 出        | 11       | 栗田美和 | 出        |
|                          | 2                 | 田中二三輝 | 出        | 12       | 西藤典子 | 出        |
|                          | 3                 | 星正彦   | 欠        | 13       | 篠原哲哉 | 出        |
|                          | 4                 | 宇田川亮  | 出        |          |      |          |
|                          | 出席 12人            | 5     | 野口美恵子    | 出        |      |          |
|                          | 欠席 1人             | 6     | 新谷留晴     | 出        |      |          |
|                          | 欠員 0人             | 7     | 的野信之     | 出        |      |          |
|                          |                   | 8     | 石井大輔     | 出        |      |          |
|                          |                   | 9     | 許斐潤一郎    | 出        |      |          |
|                          | 10                | 有働徳仁  | 出        |          |      |          |
| 会議録署名議員                  | 5                 | 野口美恵子 |          | 6        | 新谷留晴 |          |

|                                       |             |       |   |                          |      |   |
|---------------------------------------|-------------|-------|---|--------------------------|------|---|
| 職務出席                                  | 議会事務局<br>局長 | 広瀬真一  | 出 | 議会事務局<br>局次長             | 加藤優  | 出 |
| 地方自治<br>第121条<br>により説明<br>出席者の<br>職氏名 | 町長          | 岡崎邦博  | 出 | 副町長                      | 浅野彩  | 出 |
|                                       | 教育長         | 外園哲也  | 出 | 会計課長                     | 武谷朋視 | 出 |
|                                       | 総務課長        | 高橋奈美江 | 出 | 都市整備<br>課長               | 西生卓矢 | 出 |
|                                       | 福祉人権<br>課長  | 田鶴原竜二 | 出 | まちづく<br>り課長              | 柴田隆臣 | 出 |
|                                       | 税務保険<br>課長  | 石田克   | 出 | 産業振興課長<br>兼農業委員<br>会事務局長 | 梶栗恭輔 | 出 |
|                                       | 管財課長        | 石田正樹  | 出 | 上下水道<br>課長               | 神谷徹  | 出 |
|                                       | 健康こども<br>課長 | 沼野葉子  | 出 | 教育課長                     | 森永健一 | 出 |
|                                       | 住民環境<br>課長  | 大村俊夫  | 出 |                          |      |   |
|                                       |             |       |   |                          |      |   |
|                                       |             |       |   |                          |      |   |
| 議事日程                                  | 別紙のとおり      |       |   |                          |      |   |
| 付議事件                                  | 別紙のとおり      |       |   |                          |      |   |
| 会議経過                                  | 別紙のとおり      |       |   |                          |      |   |

## 令和5年 第5回 鞍手町議会定例会 議事日程

9月13日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第49号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更
- 日程第2 議案第50号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 議案第51号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第52号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第53号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第54号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第55号 令和4年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定
- 日程第8 議案第56号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第9 議案第57号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第10 議案第58号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第11 議案第59号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第12 議案第60号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第13 議案第61号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定
- 日程第14 議案第62号 令和4年度鞍手町水道事業会計決算認定
- 日程第15 議案第63号 令和4年度鞍手町下水道事業会計決算認定

令和5年9月13日 9月定例会議案質疑。

1 出席議員は次のとおりである（12名）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸  | 2番 田中二三輝 |          |
| 4番 宇田川亮  | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴  |
| 7番 的野信之  | 8番 石井大輔  | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 |          |          |

2 欠席議員は次のとおりである

3番 星正彦

~~~~~○~~~~~  
—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおります。

まず、西藤議員から9月11日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって通告にない事項の質問及び不穏当な発言であったためとの理由で、お手元のタブレット端末機に送信しています「発言取消申出書」に記載した部分を取消したいとの申出がありました。

お諮りします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、西藤議員からの発言の取消申出書を許可することに決定いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第49号鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更を議題とします。

質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

今回、小学校統合事業の分が入っているわけですが、中身についてはそれぞれ分かれてあるんですよね。

校舎とか体育館とかプールとか、一つ学校給食共同調理場自体が校舎の中につくるという計画があったと思いますけれども、これは自校方式だけの部分なら問題ないのかなとは思いますが、小学校の校舎内に学校共同給食場をつくり、そこから中学校にも配食をやるということになったら、ちょっとそこは整合性というか、過疎債を受けるときに大丈夫なのだろうか、確認の意味で質問させていただきます。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えをいたします。

この過疎の変更の事務手続につきましては、ひと月程度、福岡県と事前協議を行いながら過疎の利用が可能か否かも含めて協議を行った上で、今回、変更を行うものでございます。以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

ということは、もう問題ないということで認識いたしますが

もう一つは学校旧共同給食調理場の整備事業も一緒に残っているんですよね。

現在の給食センターの分の整備事業の過疎計画の中にあって、今度統合の部分が出てくると、ここは重複しても構わないと。全然違う整備事業ということで。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長 (柴田隆臣君)

お答えをいたします。

過疎債の協議につきましては、福岡県と財政担当部局が行うところでございますけれども、過疎債の予算も限られた中で各市町村に割り振りがされますので、大丈夫か否かという100%は言えませんけれども、予算の範囲で計画に上がっている事業については、充当がなされるものと考えております。以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」) の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



ただいま議題となっています、議案第 49 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 2 議案第 50 号令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 4 号を議題とします。

まず、歳出より質疑を受けします。

補正予算に関する説明書の 22 ページをお開きください。

1 款議会費及び 2 款総務費について、22 ページから 31 ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に進みます。

3 款民生費及び 4 款衛生費について。

30 ページから 43 ページまで質疑ありませんか。

(12 番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

#### ○12番(西藤典子君)

35 ページの委託料の 1 番上のところです。

前のページからの続きだと思いますが、そこに委託料の 1 番下に、子育て短期支援事業費というのがありまして、子育て短期支援事業委託料と書いてあります。

子育て短期支援事業というのは、利用者が増えているから補正がなされたと聞きましたけれども、具体的にどんな場合に同法を利用してどのような形で利用するのか。

それから、利用者数分かりましたらお尋ねしたいと思います。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

#### ○健康こども課長(沼野葉子君)

お答えいたします。

子育て短期支援事業費については、当初は利用者数が 209 人分で計上していましたが、令和 5 年 7 月末までで利用者数が 113 名であり、利用者数が増え不足が見込まれるため、新たな利用者の見込みも含め約 490 人分利用見込みで補正予算を計上してさせていただきます。以上です。

#### ○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

委託先とこの具体的な利用の仕方ですね。

どんな場合に、どのようにどこを利用しているのかをちょっとお尋ねしたいと思っていますが。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長(沼野葉子君)

お答えいたします。

委託先につきましては、乳幼児については鞍手乳児院に、小学生については岡垣町の報恩母の家へ委託して実施しております。

どのように申請をするのかというのは窓口のほうに申請いただいて、担当者が施設のほうに空き状況を確認して、利用を決定するというような流れになっております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

32ページ、33ページ、福祉人権課地域包括支援センター委託料で介護予防支援委託料が増額補正となっておりますが、この要因は。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

お答えします。

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症法上、2類から5類に移行し、デイサービス等の介護予防サービス利用者数が増えたことにより、その方に対しての介護予防計画作成が必要になったため補正させていただきます。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうしますとこの委託内容というのは、そういった介護計画を立てるといった内容を委託しているというふうな理解でいいわけですか。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

この対象者につきましては、介護予防支援の方の対象になっておりますので、そのプランの一部を業務委託するものです。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

41 ページ 公害対策費で臭気測定委託料というのがありますが、これは例えば場所とか、どういう理由でこの委託料があるのか教えてください。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

はい。お答えいたします。

この臭気測定委託料ですが、悪臭防止法に基づき町内事業者に対し臭気測定をすることが見込まれるため、その測定委託料を計上したものでございます。

まだこの事業所というところは控えさせていただきたいと思っております。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

固有名詞は出せないということですがけれども、まだ実施するかどうか未定ということでしょうか。

で、一社なのか、例えば実施するとすればいつ頃なのか。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

はい。お答えいたします。

まず実施時期につきましては、これから委託業者の選定等ございますので、年度内には行いたいと思っております。

実際に測定を行うかどうかなんですが、今後またその事業者等とも協議した上で決定をしたいと思っております。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

なかなか、固有名詞は出せない状況なので突っ込んだ話は出来ないと思っておりますけれども、これはどういう経緯からそういうふうになったのか、例えば住民の方から苦情が出たとか、何らかの理由がないと、こういう補正はつかないと思っておりますけれども、どういう経緯で、言える範囲で教えていただきたい。

（住民環境課長 大村俊夫君、挙手して発言を求める）

○住民環境課長（大村俊夫君）

はい、お答えいたします。

今想定してある、事業所につきましては、これからこれまでもいろいろ協議等を重

ねてまいりました。

その中で、その臭気対策が行えない事情としまして、コロナの感染拡大等の社会的な対応が出来ないということでしたので、ただその中でもコロナもある程度落ちついた中で、早急に対応したいというところもありまして、住民からの要望等もあるという中で、今回補正を組ませていただいております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に進みます。

6 款農林水産業費から 8 款土木費について、42 ページから 49 ページまで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

次に進みます。

9 款消防費から 12 款公債費について、50 ページから 57 ページまで質疑ありませんか。

（2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2 番（田中二三輝君）

52、53 ページ学校教育の関係の工事の関係で、洋式化のトイレの関係だと思いますが、教育課、学校教育係、小学校管理費の工事請負費もしくは、委託料トータルで 589 万 6,000 円の補正がかかっていますが、南小学校における洋式化の工事だと思いますが、まずその現在の 6 小学校の、トイレの状況を教えていただきたい。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

はい、お答えいたします。

現在の小学校のトイレにつきましては、男女 1 個ずつ洋式化のほうは進んでおります。以上です。

（2 番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2 番（田中二三輝君）

1 校ずつ教えてってことだったんだけど、それぞれの男子女子中、それぞれのフロアトイレがあって、それぞれが洋式化が 1 か所ずつ出来ると、各フロアそういった理解でいいんだと思いますが、そうすると南小学校に 1 か所増設しますというのも、各フロアに 1 か所ずつ増設するということで、それが何か所あるのか教えていただきたいし、また、ちょっと経費がかかり過ぎているような気がするんですよ。

もし今想定している工事の内容もあるのであれば、そこも含めて教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

はい、お答えいたします。

すいません先ほどの回答のほうは申し訳ありませんでした。

剣南小学校につきましては、各階2か所ずつ、男女それぞれトイレがあります。

そのうちの1か所は、トイレの数が少なくそれについては洋式化のほうが進んでおりますので、残りの5か所に1基ずつ、洋式のトイレをつけるような形となっております。

金額につきましては、洋式トイレの設置と現在が和式トイレの間仕切りとなっておりますので、実際洋式の規格と合っておらず、狭いということがありますので、そちらのほうも併せて、間仕切りのほうも工事を行う予定としております。

そのアスベストの委託料となっております。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうすると、南小学校の5か所にあるトイレにそれぞれ一基追加して、洋式化をそれぞれして、なおかつ今のスペースでは足りないんで、そのスペースを確保する工事を同時に行うんだよと。

こういうふうなことだと思っただけ。

それで、今話題となっていたのが、子供たちが休み時間等に列をなすといったこと等の改善につながるだろうという想定のもとにこれをやろうとしているんだろうけど、工事が終わりましただけではなく、その後の経緯とか使用状況とか、子供たちの状況管理とか、改善につながっているのかとか、さらにまた必要なのかとか、そういった調査等についても行うということで理解していいのか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

はい、お答えいたします。

言われるように工事が終わった後、使用状況のほうは確認しながら、また、こちらのほうで協議していきたいと思っております。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

同じ箇所ですが、これ3月に一般質問が出て、そのときに南小学校の女子児童がト

イレに行列ができる時があるということで、それじゃもう早急にやるべきじゃないかということで、たしか町長にも確認したと思いますけれども、それが何でこの時期なんでしょうか。

私はもう、6月議会の補正で出てくるんじゃないだろうか、もしくは本当に緊急性が高いと感じてあるんだったら、臨時会でも要請してね、この分だけでも補正を組むとか、夏休み期間中を利用して工事やって2学期からトイレが使用できるというようにすべきだったんじゃないだろうか。

何でこの、今度9月議会の補正で組んで、工事は冬休み期間、3学期からしか使えないじゃこの間どうするつもりなんでしょうか。

その緊急性が本当に高かったのか、非常に疑問でありますけども、この点についてお答えください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

はい。お答えいたします。

言われたように、以前からこの話は出ていましたので、こちらのほうも調査をして、まずどこをするかっていうことも業者さんと確認しながら、あと学校のほうとも協議しながらで遅くなってしまったのは大変申し訳ないと思っております。以上です。すいません。

**○議長(的野信之君)**

ほかに質疑ありませんか。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

**○11番(栗田美和君)**

この54ページの農林施設災害復旧費、当初予算が70万で補正で1,750万というのがあがっていますけども、これは現実に災害が起きたところの、被害の対策というかそのための工事費だと思うんです。

具体的にどこで、こういう災害が起きたのかをおしえてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

**○都市整備課長(西生卓矢君)**

はい。お答えいたします。

今年の7月上旬は、梅雨前線豪雨により被災しました農業施設の復旧工事費となります。

詳細につきましては、中山立林地区の井出ノ元池が上昇し、漏水したことによる復旧工事費1,590万、また、中山地区の農道の復旧に210万、緊急用工事費として50万、合わせて1,750万の補正となります。

なお、井出ノ元池の復旧工事につきましては、国の補助金を受ける農業災害復旧事業を活用する予定としております。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

53 ページの小学校統廃合事業費の委託料ですけど、それぞれの委託内容を教えてください。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

小学校統合の建設の発注者支援業務ということで今年度から令和9年度の5年間の業務委託の予定となっております。以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

これ当初の計画からどれくらい遅れているのか教えてください。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

当初は令和9年4月開校ということで、1番最初の計画のほうは立てておりました。それから現在では、令和10年4月開校を目標にしておりますので、期間としては1年間遅れたという形になります。以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

この統廃合の問題はこれからどんどん予算が出てくると思いますが、この現状のまま進んでいくのか、そういう認識でいいかお答えください。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

現在、事業費として出ているのは基本計画の中で出てきているものですので、これから設計をしていく中で、どういった建物になるか、どういったものを建てるか、どういった整備をするかということで、事業費のほうは変わってきますので、一応計画としては、現在の基本計画の65億それからまたちょっとどんどん変わってくるというふうに思っただけだと思います。以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

はい。同じところです。

事業費全体に現在の2,400万ほど上がっていますが、これは全部単費になっていますけども、全て何も補助とか受けられるような形ではないということで認識でいいのでしょうか。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

この分に関しましては、単費のほうになっております。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

次の55ページ、公民館大規模改修で約3,600万程度の減額となっていますけども、この中身について説明をお願いします。

（教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める）

○教育課長（森永健一君）

はい。お答えいたします。

公民館大規模改修事業で3,598万減額としております。

このうち工事費で2,598万2,000円減額しているのは、受変電設備の更新に係るものです。

これは令和5年度中に完成の予定だったんですが、庁舎建設工事とも調整のほういたしますのと、実際、変電設備のほうの機器の調達が約1年かかるということで、業者さんのほうから回答をいただいておりますので、今年度中に完成のほうが出来ませんので、来年度のほうに移すために減額しております。

残りの工事費の1,000万円ですが、こちらは公民館の内部の改修工事だったのですが、こちらも一部出来高見込みをしていたので、設計に時間がかかるのと庁舎建設のほうとのスケジュール調整で内部の改修のほうが今年度は出来なくなりましたので、次年度のほうに移すために1,000万減額して、合計で3,500万減額しております。以上です。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

庁舎建設全体の中でね、この中央公民館大規模改修事業にもう入っているわけで、入札残かなにかがだいぶ出たのかなとか、使わなくてやらなくて工事費が出来たのかなというふうに思ったんですけども、そうではなく全部もう繰越しと、今年度中に出来ないから全部繰越したということによろしいですか。

もう一度お願いします。



(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

はい。お答えいたします。

議員さんの言われたとおり入札残とかではなく、来年度以降への繰越しという形になります。以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(11番 栗田美和君、挙手して発言を求める)

○11番(栗田美和君)

今、宇田川議員が質問されたところで約3,600万がマイナスになっているわけですが、中央公民館の中で視聴覚教室活用を課長も教育長あたりも、町長もどこまで見られているか分かりませんがね。

あそこの中がむちゃくちゃになっているんですよ。

先日行ったとき公式な研修があっっていて、こんなのが研修会に使われているのかなと疑問に思ったんですけども、ここで早くカーテンあたりがきれいに整理をされると、モニターなどもきれいに見えるのではないのでしょうか。

私たちが今後利用さしてもらうときに、カーテンをピンセットでとめたり、ものすごく映りにくい印象があるので、そういうところに一部使ったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、来年度に使うんだっていうことで予算を繰越るのであれば、そんな大きな予算がかかるわけではないので今年度できる限りのことを早急に対処してほしいと思います。

○議長(的野信之君)

栗田議員に申し上げます。

ただいまの発言は議題外にわたっていますので、注意します。

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

54、55ページ1番下の段、都市整備課土木係、工事請負費に関してですが、提案理由の説明にもあるとおり、井出ノ元池で先ほどの説明のとおり、災害が起こったわけだけでも、まずその災害に関して、人的被害といったものがあつたのかなかったのか、またどのような民間に対してどのような被害が及んだのか、その辺を教えてください

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

○都市整備課長(西生卓矢君)

井出ノ元池決壊に関する結果といいますか漏水による被害につきましては、いずれ

もため池の横を通る町道の陥没、隣接する畑に漏水した水が入り土砂等が流入いたしました。

田中議員がおっしゃるように人や家屋等に被害は出ておりません。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

現在においてもそのため池についてはいろいろ管理等はされているとは思いますが、要は今回の自然災害が伴った災害になると思うんだけど、回避する方法というのはなかったのかどうか。

その辺を検討されたかどうかって。まずそこを教えてください。

(都市整備課長 西生卓矢君、挙手して発言を求める)

**○都市整備課長 (西生卓矢君)**

井出ノ元池は、昨年度ため池劣化調査のほうを行っております。

その結果、余り良い状態のため池ではなく、一時水が若干ですが水が漏水しているという状況が確認されております。

そのため、地元と協力しながら水の停水管理等で対応していたんですが、想定以上の豪雨により水位が上がって穴が大きくなり、漏水したということです。以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

**○2番 (田中二三輝君)**

本町では、それぞれ利用目的に伴ったため池等が数多くあると思うんだけど、今後も管理体制の強化等っていうのを考えていかなきゃいけないんじゃないかと思いますが。

このような形で、災害がおこっている管理体制の強化等について町長はどのようにお考えですか。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

**○町長 (岡崎邦博君)**

今、ため池管理については、国からの指導に基づいて町内 55 か所で調査を行っているところです。

それによってどのため池が、改修が必要かどうかを決定するようになっています。

**○議長 (的野信之君)**

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

12 ページをお開きください。

歳入は一括して質疑を受けします。

12 ページから 21 ページについて質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

**○12番(西藤典子君)**

債務負担行為補正というのがありまして、三つ事項が上がっております。

それぞれ、内容は分かりますが、委託料と書いてある委託先を3項目につきまして、お知らせいただけたらと思っておりますがいかがでございましょうか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

**○教育課長(森永健一君)**

はい、お答えいたします。

これは、今後入札の予定になっておりますので委託先のほうはまだ決定しておりません。

(健康こども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

**○健康こども課長(沼野葉子君)**

お答えいたします。

同じく、保育所の送迎バス委託料につきましても、今からの入札でございますので、まだ委託先については決定しておりません。以上です。

**○議長(的野信之君)**

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第50号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第51号、令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 51 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 4 議案第 52 号、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 52 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 52 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 5 議案第 53 号、令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算第 1 号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 53 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 53 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第54号、令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています、議案第54号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第54号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第55号令和4年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています、議案第55号は、議長除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は、議長を除く議員12名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

これより、委員長、副委員長の互選のため、しばらく休憩します。

—— 休憩 13時45分 ——  
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時55分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

特別委員会正副委員長の互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長（広瀬真一君）

それでは、ご報告いたします。

委員長に許斐英幸議員。副委員長に新谷留晴議員、以上でございます。

○議長（的野信之君）

以上のように決定しました。

次に進みます。

日程第8 議案第56号令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第56号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第56号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第9 議案第57号令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第57号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第57号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第10、議案第58号、令和④年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 58 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 58 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 11 議案第 59 号令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 59 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 59 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 12、議案第 60 号、令和 4 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 60 号は、民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 60 号は、民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 13、議案第 61 号、令和 4 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 61 号は、総務文教委員会に付託したいと思

います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 61 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 14、議案第 62 号、令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定を議題と

します。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 62 号は、総務文教委員会に付託したいと思

います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 62 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 15、議案第 63 号、令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定を議題

とします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第 63 号は、総務文教委員会に付託したいと思

います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)



ご異議なしと認めます。

よって議案第 63 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日 14 日から 9 月 18 日までの 5 日間は、委員会審査のため休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、明日 14 日から 9 月 18 日までの 5 日間は、委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

— 閉会 14 時 02 分 —

~~~~~○~~~~~



## 令和5年 第5回 鞍手町議会定例会 議事日程

9月21日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第55号 令和4年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定 (決算特別委員長報告)
- 日程第2 議案第61号 令和4年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計  
歳入歳出決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第3 議案第62号 令和4年度鞍手町水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第63号 令和4年度鞍手町下水道事業会計決算認定 (総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第56号 令和4年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第6 議案第57号 令和4年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計  
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第7 議案第58号 令和4年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第8 議案第59号 令和4年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定  
(民生産業委員長報告)
- 日程第9 議案第60号 令和4年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
歳入歳出決算認定 (民生産業委員長報告)
- 日程第10 議案第49号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更 (総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第50号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算 (第4号) (総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第54号 令和5年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第1号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第51号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第14 議案第52号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)  
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第53号 令和5年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計  
補正予算 (第1号) (民生産業委員長報告)
- 日程第16 陳情第5号 健康保険証の存続を求める意見書の採択についての陳情書  
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 閉会中の継続事件

令和5年9月21日 9月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（12名）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| 1番 許斐英幸  | 2番 田中二三輝 |          |
| 4番 宇田川亮  | 5番 野口美恵子 | 6番 新谷留晴  |
| 7番 的野信之  | 8番 石井大輔  | 9番 許斐潤一郎 |
| 10番 有働徳仁 | 11番 栗田美和 | 12番 西藤典子 |
| 13番 篠原哲哉 |          |          |

2 欠席議員は次のとおりである

3番 星正彦

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおります。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第55号を議題とします。

本案は、決算特別委員会に付託していただきましたので、決算特別委員長の審査報告を求めます。

（1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める）

○1番（許斐英幸君）

決算特別委員会の議案審査報告をいたします。

議案第55号 令和4年鞍手町一般会計歳入歳出決算認定。

本委員会は、9月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を

認定すべきと決定しましたので、会議規則第 76 条規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 55 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 55 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 55 号 令和 4 年度鞍手町一般会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 55 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第 2 議案第 61 号から日程第 4 議案第 63 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

（6 番 新谷留晴君、挙手して発言を求める）

○ 6 番（新谷留晴君）

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 61 号 令和 4 年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定

議案第 62 号 令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定

議案第 63 号 令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定しましたので、会議規則第 76 条の規定に

より報告いたします。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 61 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 62 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 63 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 61 号について討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 62 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 63 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 61 号令和 4 年度地方独立行政法人くらすて病院貸付金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第 61 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 62 号令和 4 年度鞍手町水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第 62 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 63 号令和 4 年度鞍手町下水道事業会計決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案 63 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 5 議案第 56 号から日程第 9 議案第 60 号までの 5 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

(13 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める)

### ○ 13 番 (篠原哲哉君)

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 56 号 令和 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

議案第 57 号 令和 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定

議案第 58 号 令和 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

議案第 59 号 令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算

認定

議案第 60 号 令和 4 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理  
運営費特別会計歳入歳出決算認定

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を認定すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 56 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 57 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 58 号について、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 59 号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

次に、議案第 60 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 56 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 57 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



次に、議案第 58 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 59 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 60 号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 56 号令和 4 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 56 号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 57 号令和 4 年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 57 号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 58 号令和 4 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって、議案第 58 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 59 号令和 4 年度鞍手町住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 59 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第 60 号令和 4 年度鞍手町上山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計歳入歳出決算認定を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって議案第 60 号は委員長報告のとおり認定されました。

次に進みます。

日程第 10 議案第 49 号から、日程第 12 議案第 54 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6 番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○ 6 番 (新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 49 号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更

議案第 50 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 4 号)

議案第 54 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告いたします。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 49 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 50 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 54 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 49 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 50 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 54 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 49 号 鞍手町過疎地域持続的発展計画の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第 49 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 50 号 令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 50 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 54 号 令和 5 年度鞍手町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第 54 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第 13 議案第 51 号から日程第 15 議案第 53 号までの 3 件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

### ○ 13 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 51 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 52 号 令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 53 号 令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）

本委員会は、9 月 13 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 51 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 52 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第 53 号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 51 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 52 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第 53 号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

議案第 51 号 令和 5 年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 51 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 52 号、令和 5 年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、議案第 52 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 53 号 令和 5 年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって議案第 53 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 16 陳情第 5 号を議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13 番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

### ○13 番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の陳情審査報告をいたします。

陳情第 5 号健康保険証の存続を求める意見書の採択についての陳情書本委員会は、9 月 6 日に付託された上記の陳情を審査の結果、採択とし、別紙意見書案を関係機関に送付すべきものと決定したので、会議規則第 94 条の規定により報告します。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

陳情第 5 号について、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

陳情第5号について討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

陳情第5号 健康保険証の存続を求める意見書採択についての陳情書を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。

よって陳情第5号は採択されました。

次に、日程第17 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下、審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおおり、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、継続審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって委員長から申出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、令和5年第5回定例会を閉会します。

~~~~~○~~~~~

— 閉会 13時27分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長 的野信之

議員 野口美恵子

議員 新谷留晴



令和5年9月21日

鞍手町議会

議長 的野信之

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

| 委員会名                     | 調査事項   |
|--------------------------|--|
| 総務文教委員会                  | 財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査                          |
| 民生産業委員会                  | 厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査                      |
| 議会運営委員会                  | 本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項 |
| 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会 | 新庁舎等の建設及び関連事項に関する審査  |
| 議会広報編集調査特別委員会            | 議会広報編集及び調査   |